

地権者個別訪問	日時	平成30年1月15日（月）～
	内容	1 公共用地（道路、公園など）の確保の方法 2 減歩について 3 事業後の土地の配置について 4 建物補償等について 5 土地区画整理事業の進め方 6 住宅再建を早める手法 7 商業者等への対応 8 事業計画図（素案）
都市計画	日時	平成30年3月5日（月）
審議会	内容	益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画決定

（出典）益城町からの提供資料より作成

【20160124】復旧・復興計画の策定（甲佐町）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- 本計画は、震災後の町の被災状況を踏まえた上で、熊本県の復旧・復興プランにあるように、まず「被災された方々の痛みを最小化すること」を目指し、その上で「単に元あった姿に戻すだけではなく、創造的な復興を目指すこと」の考え方を踏襲して、「復旧」と「復興」に計画の内容を分け、復旧、復興の姿がイメージできる計画づくりを目的として、平成28年11月に策定・公表された。
- 「復旧」は震災前の姿に戻すことであり、一方、「復興」はこれまで以上により良い状態にすることとの考え方を基本に、施策・事業の位置付けを行うことを想定している。

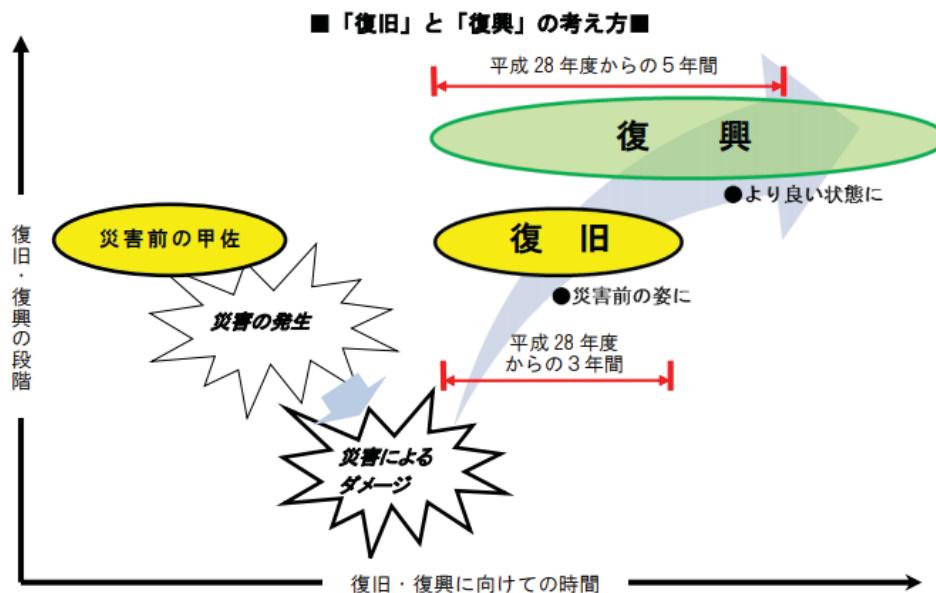


図 甲佐町震災復興計画のイメージ

（出典）甲佐町「甲佐町震災復興計画」

○計画の位置づけ

- ・ 本計画は、震災前に策定された「第6次甲佐町総合計画後期基本計画（平成28年度～平成32年度）」や「まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略（平成27年度～平成31年度）」との整合性を十分に図り、社会の急激な変化に柔軟に対応できる行財政運営に努め、復旧、復興による町民生活の安定及び将来に向かった力強いまちづくりを推進するものと位置付けられた。



図 甲佐町震災復興計画の位置づけ

(出典) 甲佐町「甲佐町震災復興計画」

②計画の期間と内容

○計画期間

- ・ 計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とした。

○計画の内容

- ・ 町の早期復興を成し遂げていくために、基本的な考え方を示す「甲佐町復興指針(平成28年5月)」を策定した。本指針では、復旧・復興計画策定のための体制や計画の策定のスケジュールについて示し、「町民の生活再生・都市基盤の復旧」「産業再生」「安全・安心に暮らせるまちづくり」「応急対策の継続方針」の4つの指針を掲げている。
- ・ 上記4つの指針に基づき、「復旧対策」「復興対策」の考え方を定めた上で、計画案を示している。
- ・ 町としてそれまでに経験のない震災からの復興に取り組み、計画を推進する上で、復旧・復興に向けた意識を共有し、町民の思いを込めたまちづくりの基本的な考え方を示す基本理念「将来を想いたから魅力を活かすともに紡ごう 次世代への架け橋」を設定した。
- ・ 基本理念を念頭に、具体的な復旧・復興のまちづくりを3つの将来像「活力にあふれ強く元気な町」「誰もが住みたい安全で安心なまち」「若者が集う魅力あるまち」の実現を通して、取り組むこととした。さらに、基本理念が示す長期的視点に立ち、地域特性にあった協働のまちづくりを目指し、3つの基本目標「産業と経済の再建」「町民生活の再生と復興」「定住促進と教育・子育ての推進」を設定した。基本目標ごとに項目を設定し、各項目の「復旧対策」「復興対策」として、具体的な課題、取り組み及び関連事業等が示された。

復旧に向けた緊急な取組み(復旧対策)

・「復旧」とは、すでに取り組んでいるものを含め、平成28年度から平成30年度までの3年間に早急に取り組むもの

新しい甲佐の創造に向けた取組み(復興対策)

・「復興」とは、「復旧」対策により災害前に戻った状態から一歩進め、「より良い状態」にするために、平成28年度から平成32年度までの5年間に取り組むもの

図 「復旧対策」「復興対策」の考え方

基本理念

みらい 将来を想い 魅力を活かす
たから

ともに紡ごう 次世代への架け橋

将来像

活力にあふれ
強く元気なまち

誰もが住みたい
安全で安心なまち

若者が集う
魅力あるまち

基本目標

基本目標1

産業と経済の再建

- 農林業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興
- 雇用・就業の促進

基本目標2

町民生活の再生と復興

- 道路・公共交通の充実
- 住宅・住環境の整備
- 上水道・生活排水の整備
- 防災・消防・防犯の推進
- 健康・福祉の充実
- 生涯学習等の充実
- コミュニティの再生・情報基盤の充実

基本目標3

定住促進と教育・子育ての推進

- 移住・定住施策の充実
- 学校教育の充実
- 子ども・子育て支援の推進

図 計画の施策体系

1-1	農林業の振興
基本方向	<p>本町は、豊かな自然や豊富な農産物等の資源を有する一方で、耕作放棄地や後継者不足等の問題を抱えています。</p> <p>現在、生産から流通まで幅広い農林業の振興を図るため、生産基盤の整備をはじめ、担い手の確保や地域の特性を活かしたブランドづくりの促進、食農教育の推進等に取り組んでいます。</p> <p>しかし、今回の震災は本町の農林業に大きな打撃を与えました。町民アンケート調査においても、産業の再生のために重要・必要な取組みの中では「事業者への経済的支援」、「農地や工業用地のインフラ復旧」、「農産物の販路の確保・拡大」が上位を占め農業再生への期待には大きなものがあります。</p> <p>今後は、総合戦略にもあげられた六次産業化の推進、担い手の育成等、被災した農林業者の速やかな生活再建を促進するため、農林業の生産基盤施設の速やかな再建を支援します。</p>

復旧対策		
復旧課題	具体的な取組み	主要関連事業等
農地・農業用施設の復旧	・早期着工・早期復旧に取り組みます。なお、被災の状況に応じた工法により復旧します。	農地・農業用施設等災害復旧事業
農業経営体の早期復旧	・営農施設・設備の復旧に要する費用について補助を実施します。	経営体育成支援事業
林道の復旧	・早期着工・早期復旧に取り組みます。	林道施設災害復旧事業
農家住宅復旧に伴う農地転用許可の緩和	・農家住宅復旧に係る農地転用許可については、県知事の許可が必要となっているため、県との連絡調整を図りながら、迅速な転用許可申請が行えるよう支援を進めていきます。併せて特例措置が図られるよう、県へ要望していきます。	



復興対策	
復興課題	具体的な取組み
耕作地の集約推進	・地域の担い手である認定農業者や集落農業法人の大規模農業化を支援します。
アイデアや特色ある農産物づくり	・対象作物の選定と流通の確保を図り、農産物のブランド化とともに特産化を進めます。
乙女台地の開発	・畠地の圃場整備を推進し、併せて有効な土地利用を図ります。
農業の更なる振興	・県・JA等と連携し、転作や農家の栽培指導を実施するとともに、特産品のPRを含め情報提供を行います。
農地を活用した地域活性化	・農地を活用したイベントの開催について検討を進めます。

図 「復旧対策」「復興対策」の例（「基本目標1 産業と経済の再建」の「農林業の振興」）

(出典) 甲佐町「甲佐町震災復興計画」

③復興計画の策定体制と策定プロセス

○復興計画の策定体制

- ・ 計画の策定は、以下のような体制のもと行われた。
- ・ また、計画を推進するための体制についても計画に示している。具体的には、「甲佐町震災復興対策本部」が継続して、計画の推進にあたり、施策・事業等の進捗に関する評価については、「企画審議会」を通して外部委員による進捗管理を行っている。計画の進捗管理は、復旧・復興に関する施策・事業等の進捗管理や「町民満足度調査」を通じた町民の検証を含めたPDCAサイクルを実施するとしている。

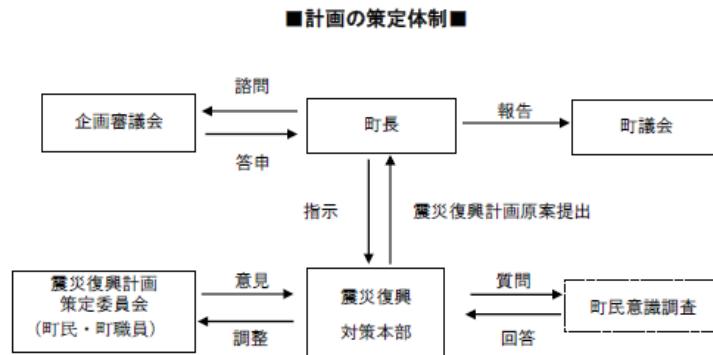


図 甲佐町震災復興計画の策定体制

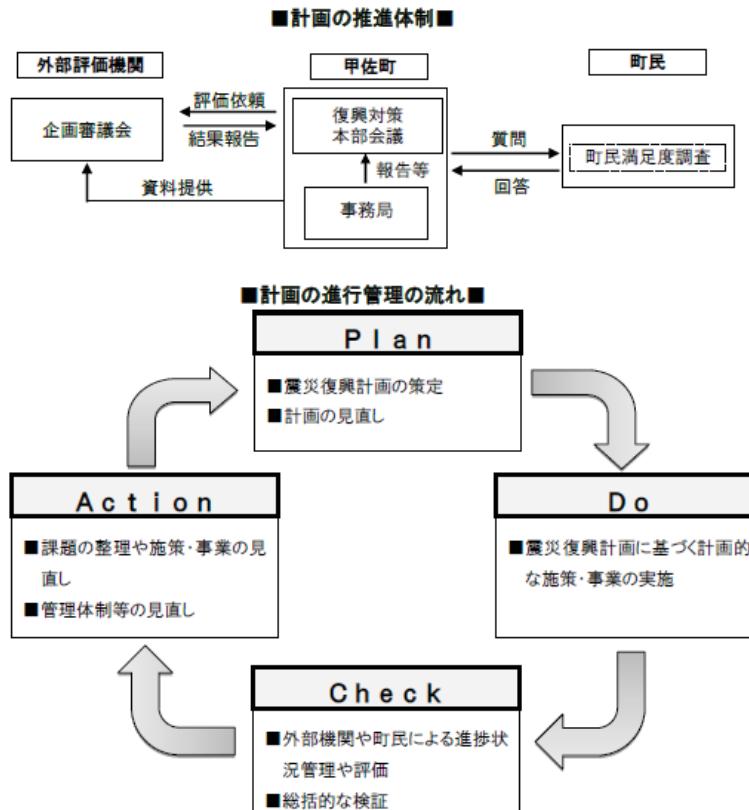


図 甲佐町震災復興計画の推進体制

(出典) 甲佐町「甲佐町震災復興計画」

○計画の策定プロセス

- ・ 計画の策定にあたり、平成28年8月に、町内在住の18歳以上の男女個人1,000人を対象に町民意識調査を実施している。
- ・ 調査では、地震発生時の居場所、避難場所、避難所についての感想、被害の具体的な状況、震災直後に困ったこと、計画策定にあたっての重要な取り組み、生活再建支援・社会生活基盤の復旧での重要・必要な取り組み、復旧を優先すべき公共施設、子供たちの育成・高齢者・障がいのある人・

地域コミュニティの再構築・産業の再生・観光の振興・災害に強いまちづくり・新たな生活スタイルに関する重要・必要な取り組みについて、アンケートによる調査を実施している。

- 復興に向けての課題や具体的な復興策について、町民の生の声を聞き、政策形成段階から町民の意見を取り入れた計画づくりを進める場として、職員との合同によるワークショップ及び会議「甲佐町震災復興計画策定委員会」を設置した。委員会委員は、町民・町職員で構成され、町民からの委員はホームページ等で公募された。委員会は、情報の共有を通して、町民と職員の協働のまちづくりの実践を図るとともに、あわせて参加者の満足度が十分得ることを目的としている。委員会は、平成28年8月23日から10月25日にかけて計4回開催され、出された意見は産業、都市基盤、生活環境、健康・福祉、教育・文化、その他の政策分野ごとにとりまとめた。

【20160125】復旧・復興計画の策定（山都町）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- 被災した社会インフラ・産業基盤等々の復旧、被災者への支援や地域産業の再生、さらに町民生活の更なる安定を目指し、今後の取り組むべき主要な施策や具体的な事業を取りまとめた「山都町復興計画」を策定した。

○位置づけ

- 復興計画に掲げる施策等については、震災前の平成27年3月に策定・公表された「第2次山都町総合計画」に示された基本構想・基本計画を実現するための具体的な事業である実施計画事業として位置付けられた。
- 今回の被災により見えた地域課題や多様化する住民ニーズ等に対して、まちづくりに繋がる事業の実施や地域の取り組みを推進するものとした。

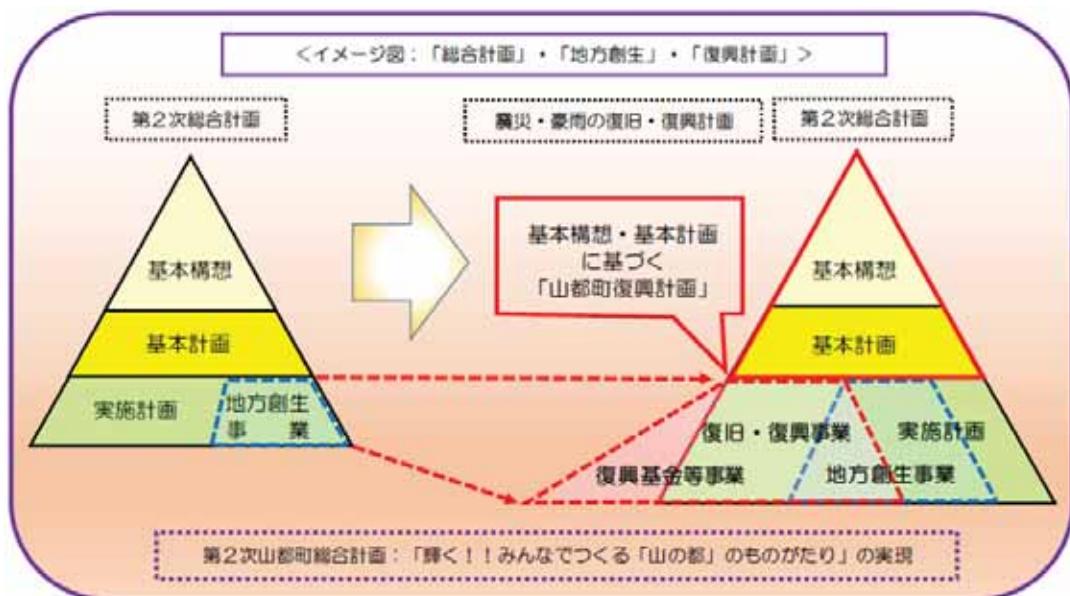


図 山都町震災復興計画の位置づけ

(出典) 山都町「山都町復興計画」

②計画の期間と内容

○計画の期間

- 対象期間は、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間とした。
- 必要な事業については、総合計画・後期基本計画の実施計画事業において、平成 32 年以降も継続して取り組むこととしている。



図 山都町震災復興計画の期間

(出典) 山都町「山都町復興計画」

○計画の内容

- 基本方針は、①町民生活の再建、②産業・経済の再生、③災害に強いまちづくりの推進、④計画推進のための財政運営、の 4 つの項目から構成され、基本方針ごとの取り組みが計 22 項目示されている。項目ごとに、担当課、課題、内容及び目標が示されている。

【20160126】復旧・復興計画の策定（球磨村）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- 近年、激甚化する災害の態様並びに村の置かれる厳しい地形や村民の高齢化進展等を背景に、災害に強いむらづくりの実現を目的として、平成 29 年 9 月に「球磨村復興まちづくり計画」が策定・公表された。

○計画の位置づけ

- 本計画の内容は、村の最上位計画であり、震災前の平成 26 年 4 月に策定・公表された「第 5 次球磨村総合計画」を反映させることとした。
- また、地方創生の要となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、関連個別計画も踏まえた施策、事業の位置づけを実施した。

②計画の期間と内容

○計画期間

- 計画の期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの概ね 10 年間としている。ただし、社会環境や経済情勢の変化等により、随時必要な見直しを行うこととした。
 - 前期：平成 33 年度までの 5 年間とする。
 - 後期：平成 34 年度から概ね 5 年間とする。

○計画の内容

- 村では震災前より、村民各々が「自分の命は自分で守る」という防災意識を醸成し、村民と考え、作る「防災ひと・むらづくり」を進めていた。計画でもこれを踏襲し、基本理念「災害に強いむらづくり」を設定した。
- 「自分の命は自分で守る」という防災意識を醸成し、自助・共助・公助を進め災害に強いむらづくりを創出していくため、3 つの基本方針「防災ひと・むらづくり」「防災拠点の防災機能強化」「防災関連施設の整備」をもって取り組むとしている。
- 各基本方針において、施策と取り組み期間が設定されている。施策の中でも、特に、村民が正確な災害情報を得られる場の整備と、安全に避難できる場所と環境の整備を重点的な施策として位置づけている。具体的には、「(仮称) 防災センターの設置」「指定緊急避難場所の防災機能強化」「防災ヘリポートと中央備蓄倉庫・物資供給拠点等の整備」「防災無線のデジタル化」の 4 つを重点施策としている。

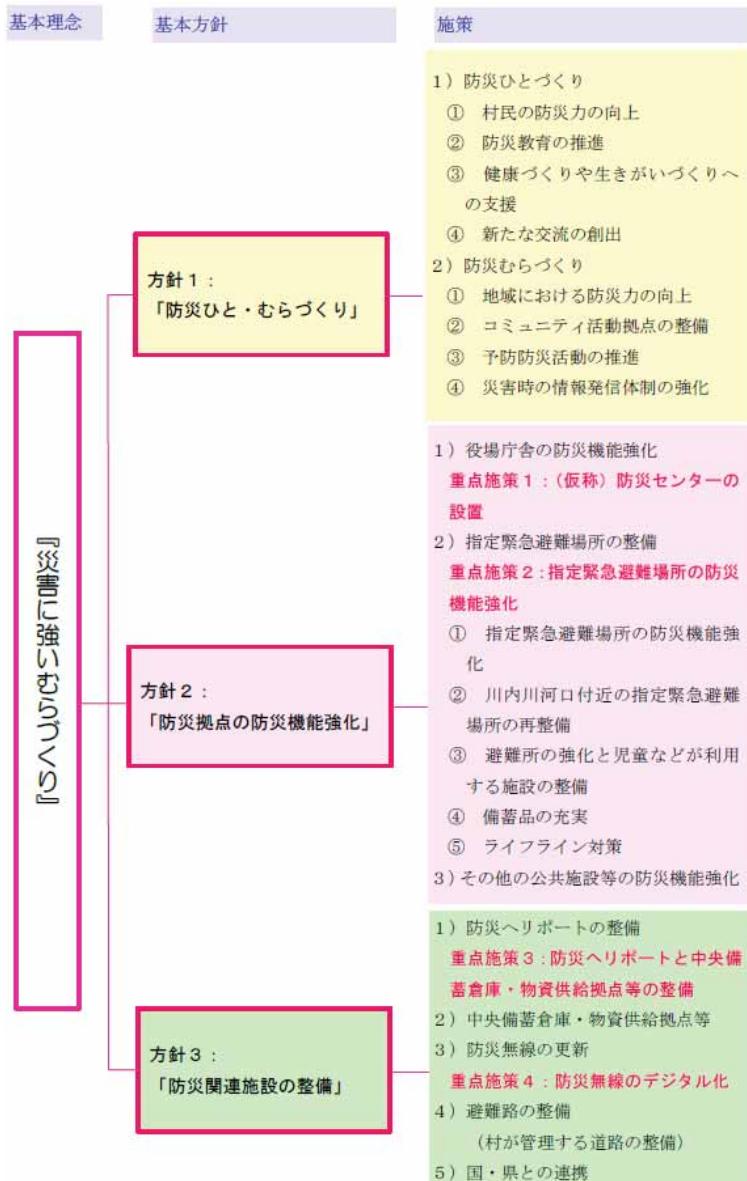


図 球磨村復興まちづくり計画の構成

(出典) 球磨村「球磨村復興まちづくり計画」

③復興計画の策定体制と策定プロセス

○復興計画の策定体制

- ・ 計画内容の検討では、平成 29 年 6 月 27 日に旧小学校校区を基に村内を 5 ブロックに編成したブロック事務長、各課の代表職員からなる検討会と、平成 29 年 8 月 17 日に各課長からなる策定会議を編成し検討した。

○計画の策定プロセス

- ・ 震災前の平成 27 年 12 月に「村民防災会議」が設置されており、村民が「自分の命は自分で守る」という防災意識の醸成を図りながら災害に強いむらづくりに積極的に取組む事業を以下のように推進していた。
 - 村民防災会議は、「本部会議」と「ブロック会議」で構成されている。
 - 本部会議は、村議会、区長、消防団、防災協力隊、民生委員、社会福祉協議会、老人クラブ、学校・保育園、消防・警察、医師会、福祉施設、国・県等の代表者や関係機関の方々で構成され、ブロック会議では解決できない問題、課題等を検討している。
 - ブロック会議は、村議会、区長、消防団、防災協力隊、民生委員、社会福祉協議会、老人クラブ、学校・保育園、消防・警察、医師会、福祉施設等や関係機関の方々で構成され、旧小学校校区を基に村内を 5 ブロックに編成し、各ブロックにおいて定期的に 3 回の会議

が開催されている。村民が身近な地域の現状や課題を共有し悩みを解決する場として、また、防災意識を高めることを目的としている。

- ・計画の策定にあたっては、検討会を平成29年6月27日から8月10日にかけて計3回、策定会議を平成29年8月17日と23日の計2回開催し、計画の検討を行った。検討・策定では、村民防災会議で挙げられた意見を総合的に取り入れている。
- ・また、計画内容をより効果的かつ効率的に実現するために、各種施策について進捗管理を行い着実かつ適正に遂行するためにPDCAサイクルを実施し、必要に応じて各種事業の進捗状況を点検・評価し、事業内容や本計画の見直しを行うとしている。

(5) 広報・相談対応の実施

【20160127】広報（熊本県）

- ・宮城県の対応（宮城県は東日本大震災後に「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」を作成）を参考に、被災者の生活支援（生活・保健・医療・福祉）に関する概要をまとめた「熊本県被災者生活支援ガイドブック」を作成した。同ガイドブックは平成28年8月に発行し、平成29年1月及び平成30年3月に改定を行っている。
 - ・同ガイドブックは、電子データでの提供を行っており、県ホームページで公表している。
 - ・市町村が運営する地域支え合いセンターの生活支援相談員を通じて、被災住民への配布、説明等が行われ、周知の効果が向上したものと考えられる。
- 地域支え合いセンターURL:http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_17270.html
- ・各項目の詳しい内容や具体的な手続きについては、ガイドブックに掲載されている各問合せ先に確認することとなっている。

表 熊本県被災者生活支援ガイドブックの構成

総合的な窓口：地域支え合いセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の保健福祉 子どもに関する相談 親子（乳幼児）や女性の心のケア 保育所、認定こども園等 一時預かり ・ファミリー・サポート・センター（子育ての援助） 児童館・児童センター（子どもの遊び場） 地域子育て支援拠点（子育て支援センター、子育てひろば） 保育料の減免 未熟児養育医療 乳幼児医療費助成 障がいのある子どもの自立支援医療（育成医療） 小児慢性特定疾病的子どもの医療と相談窓口 母子への支援 ・ひとり親家庭、女性の保健福祉 女性相談センター（DV等の相談） ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等就業支援講習会 ひとり親家庭等日常生活支援 ひとり親家庭等学習支援・交流 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 母子家庭等就業・自立支援センター 母子・父子自立支援員 不妊に悩む方への支援 ・障がい者の保健福祉 障がいについての相談 地域療育センター（在宅障がい児の療育に関する相談） 障がい児・者の短期入所など 視覚障がい者への支援 聴覚障がい者への支援 障害児通所給付等の利用者負担の減免 障害児入所給付等の利用者負担の免除 障害福祉サービス等の利用者負担金の減免 7 ・仮設住宅における被災者支援 保健師等による健康支援 復興リハビリテーションセンター (仮設住宅へのリハビリテーション等専門職の派遣) ・その他 迷子になった犬やけがをした犬猫の保護
1 経済的な支援	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援金 災害援護資金貸付 生活福祉資金 福祉費（住宅補修費・災害援護日）貸付「特例措置」
母子父子寡婦福祉資金貸付金 義援金 生活保護 災害弔慰金 災害障害見舞金 児童扶養手当 特別児童扶養手当 児童手当 特別障害者手当、障害児童福祉手当、経過的福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の保健福祉 子どもに関する相談 親子（乳幼児）や女性の心のケア 保育所、認定こども園等 一時預かり ・ファミリー・サポート・センター（子育ての援助） 児童館・児童センター（子どもの遊び場） 地域子育て支援拠点（子育て支援センター、子育てひろば） 保育料の減免 未熟児養育医療 乳幼児医療費助成 障がいのある子どもの自立支援医療（育成医療） 小児慢性特定疾病的子どもの医療と相談窓口 母子への支援 ・ひとり親家庭、女性の保健福祉 女性相談センター（DV等の相談） ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等就業支援講習会 ひとり親家庭等日常生活支援 ひとり親家庭等学習支援・交流 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 母子家庭等就業・自立支援センター 母子・父子自立支援員 不妊に悩む方への支援 ・障がい者の保健福祉 障がいについての相談 地域療育センター（在宅障がい児の療育に関する相談） 障がい児・者の短期入所など 視覚障がい者への支援 聴覚障がい者への支援 障害児通所給付等の利用者負担の減免 障害児入所給付等の利用者負担の免除 障害福祉サービス等の利用者負担金の減免 7 ・仮設住宅における被災者支援 保健師等による健康支援 復興リハビリテーションセンター (仮設住宅へのリハビリテーション等専門職の派遣) ・その他 迷子になった犬やけがをした犬猫の保護
2 住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅 民間賃貸住宅の借上げ（みなし仮設住宅） 被災した住宅の応急修理 リバースモーゲージ利子助成 自宅再建利子助成 民間賃貸住宅入居支援助成 転居費用助成
3 保健福祉医療等	<ul style="list-style-type: none"> ・医療一般 熊本県小児救急電話相談 休日・夜間に急病や、ケガをしたときの医療提供制度 (在宅当番体制、休日夜間急诊センター) お薬相談窓口 薬局機能情報提供制度 がん相談支援センター、がん経験者相談員による「おしゃべり相談室」 難病患者・家族の相談
市町村国保・後期高齢者医療の一部負担金免除 医療安全支援センター（医療に関する相談）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村国保・後期高齢者医療の一部負担金免除 医療安全支援センター（医療に関する相談）
・福祉（生活）一般	<ul style="list-style-type: none"> 社会参加や社会的自立に困難を有する子ども・若者の相談 生活困窮者自立支援制度を活用した被災者支援
・こころの相談	<ul style="list-style-type: none"> 熊本こころのケアセンター 心の相談窓口 薬物乱用に関する相談
・高齢者の保健福祉	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者についての相談 高齢者無料職業紹介所 認知症の早期発見・早期診断 介護保険 介護保険料の減免 介護保険サービス利用料の免除

(出典) 熊本県「熊本県被災者生活支援ガイドブック【平成30年3月版】」より作成

【20160128】広報（熊本市）

- ・震災以前に市公式のツイッターは開設していなかったが、市長個人のツイッターで4月14日の前震後の21時50分から震災に関する投稿が開始され、以下のような活用と効果があった。
 - 水道水の供給や応急給水活動に関する情報が5月4日までに13回投稿された。不特定多数に情報を提供する広報機能と同時に、閲覧者からのリツイートによる情報収集を行う広聴機能としても活用し、特に写真などの画像の添付があると漏水箇所が目視でき効果的であった。
 - 「動植物園からライオンが放たれた」といったデマ情報や、物資・給水支援に関する誤った情報と正確な情報の判別について、本市が発表する情報は市HPの情報が公式なもので、市HP以外の発表は本市からの発表ではないので注意するよう呼びかける投稿を行った。
 - 物資の受入拠点「うまかな・よかなスタジアム」では、送られてくる物量に対して、対応人員数が不足していたため、ボランティアの募集を行った。当該ボランティアは自主参加という形で柔軟な時間での参加が可能だったため、大きな力となった。
 - 早期回収が必要なごみステーションの情報提供を直接呼びかけた。
- ・ラジオを使った情報発信として、14日の前震後からコミュニティ放送局である熊本シティエフエムにおいて特別編成により地震情報の放送を行った。また、本市に対し超短波放送局（臨時目的放送局）の免許が与えられたことから、熊本シティエフエムの通常放送を休止し、機材および人的支援を受けることで、地震関連情報や生活支援情報を24時間編成で放送する「臨時災害放送局～くまもとさいがいエフエム～」を開設することとなった。この臨時放送局は4月18日から30日の期間継続され、随時情報発信を行った。
- ・また、新聞社数社からの支援により、各避難所に新聞が配布された。新聞は普段から慣れ親しんだ避難者などに大変喜ばれ、避難者にとって有効な情報収集源の1つであった。
- ・各避難所では、避難施設の体育館出入口や、校舎の廊下・玄関口など、人の出入りが多いところに、黒板やホワイトボード等の掲示板を設置し、各避難所における生活ルールや物資の状況、食事の支給時間、ボランティア情報等の告知を行っていた。また、掲示板には口腔ケアやエコノミークラス症候群予防等の健康支援情報、生活再建支援に関する情報、その他各種情報等を紙で貼り出すとともに、必要に応じて各避難者に紙で配布できるよう対応を行った。また、東日本大震災の直後に避難所等における性暴力やDV事案が多く発生したことを踏まえ、性暴力・DV防止啓発ポスターを掲示したほか、悩み相談カードを設置するなどの啓発に取り組んだ。

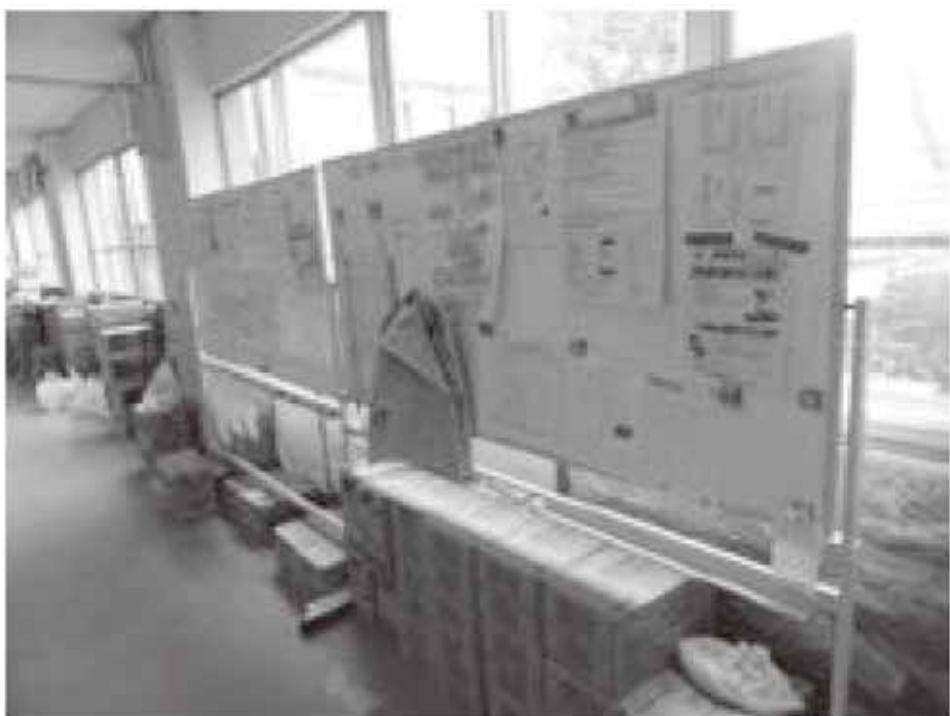


図 避難所におけるホワイトボードを活用した情報共有

(出典) 熊本市「平成28年熊本地震 熊本市 震災記録誌～復旧・復興に向けて～発災からの1年間の記録」

- 一定期間経過後は、インターネットツールを持っていない避難者を想定した情報発信として、「市政だより」の臨時版の発行を行った。主に支援情報等を掲載し、4月22日より各区の物資供給拠点を通して、物資とともに各避難所に配布した。4月28日には被災者支援情報の問合せ先などをまとめた冊子、「被災者支援制度」第1版を発行し、各避難所へ設置、配布した。その後、支援制度の周知のための「避難所だより」、多岐にわたる支援制度の中から主要な制度を見つけやすくするものを目指した「被災者支援ガイドブック」等を順次発刊していき、避難所へ設置、配布を通して、支援制度の情報提供を図った。また、外国人避難者へ向けて、多言語化した災害情報・支援情報についても必要に応じて提供できるよう、併せて設置した。

【20160129】広報（大津町）

- 震災により住宅が被災し、応急仮設住宅などへの非難を余儀なくされている被災者に対して、想定される生活再建方法と利用できる公的支援制度等に関する情報を知らせるため、「大津町生活再建ガイドブック」を作成した。同ガイドブックは随時見直されており、最新版は平成29年12月28日に公表されている。
- 制度を利用する場合は、各制度の問合せ先に確認することとなっている。

表 大津町生活再建ガイドブックの構成

第1章 被災者支援関連	
①被災者生活再建支援金	（福祉課）
②熊本県義援金	（福祉課）
③大津町義援金	（福祉課）
④災害弔慰金	（福祉課）
⑤災害障害見舞金	（福祉課）
⑥地域支え合いセンター	（大津町地域支え合いセンター）
第2章 住宅自立再建関連	
⑦自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン	（全国銀行協会相談室）
⑧災害復興住宅融資	（住宅金融支援機構）
⑨熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策）	（熊本県住宅課）
⑩「日本財団わがまち基金」被災住宅再建資金助成事業	（熊本県建築住宅センター）
⑪住まいの再建相談窓口	（福祉課）
⑫自宅再建利子助成事業	（福祉課）
⑬リバースモーゲージ利子助成事業	（福祉課）
⑭転居費用助成事業	（住民課住宅係）
⑮民間賃貸住宅入居支援事業	（住民課住宅係）
※参考 新築一戸建て住宅購入に必要な費用について	
⑯くまもと型復興住宅	（熊本県建築士事務所協会）
※参考 「くまもと型復興住宅」モデル住宅展示場について	
⑰被災地支援事業	（都市計画課）
⑱宅地耐震化推進（拡充）事業	（都市計画課）
⑲住宅耐震化支援事業	（熊本県建築課）
⑳戸建木造住宅耐震改修等事業	（都市計画課）
○21 生活再生相談	（グリーンコーポ生協くまもと）
○22 土砂災害特別警戒区域等内の被災住宅再建支援事業	（総務課地域安全係）
第3章 公営住宅支援関連	
○23 災害公営住宅	（住民課住宅係）

（出典）大津町「大津町生活再建ガイドブック 平成29年12月28日現在」より作成

【20160130】広報（嘉島町）

- ・被災者の生活再建へ向けた各種公的支援制度等に関する情報を取りまとめた「住まいの再建ガイドブック」を平成29年7月に作成・公表した。
- ・各制度の概要と問合せ先が掲載されている。

表 住まいの再建ガイドブックの構成

あなたが受給できる支援金の申請を忘れていませんか？
・り災証明書で 全壊・半壊 の世帯
・り災証明書で 大規模半壊 の世帯
・宅地の復旧工事を行う世帯
あなたが受給できる義援金の申請を忘れていませんか？
・り災証明書で 全壊・大規模半壊・半壊 の世帯
・り災証明書で 一部損壊 の世帯で住宅の対象となる修理費用が100万円以上の世帯
・り災証明書で 一部損壊 もしくは、り災証明書を取っていない世帯で住宅の対象となる修理費用が30万円以上の世帯
住宅を建設・購入・補修するための費用の融資を受けようと考えていますか？
・り災証明書で 全壊・大規模半壊・半壊 の世帯
・二重ローンへの対策を考えている世帯
その他
・木造住宅の耐震診断
・くまもと型復興住宅

（出典）嘉島町「住まいの再建ガイドブック」より作成

【20160131】外国人被災者の生活相談（熊本市）

- ・居住の問題やこころの不安をかかえながら自宅や車中泊をしている外国人に対して、熊本県弁護士会、熊本県行政書士会、熊本市居住支援協議会、熊本市、イエズス会の聖心病院、日本イスラエイド・サポート・プログラム、多文化間精神医学会、コムスタカ～外国人と共に生きる会の協力の下、国際交流会館及び熊本大学にて外国人被災者への生活相談会を5月1日、8日、31日、6月12日に開催した。

第1回 相談会
 5月1日(日) 11:00~14:00
 國際交流会館1階エントランスロビー
 来場者 80人 (国籍 フィリピン、インド、ブルガリア、スリランカ、インドネシア、英國、バングラデシュ、タンザニア、エジプト、中国)
 相談件数 48件
内容
 【法律】
 ●住んでいたアパートが地震で住めなくなったが、家賃を支払う必要があるか。
 ●アパートの大家から立ち退きを告げられたが、部屋に大きな損害がなく
 続けて住みたい。
 【居住】
 ●アパートの安全確認を急いでお願いしたい。
 ●家が壊れた、新しいアパートへ移りたい。
 ●家の壁が壊れたり、家の家具や食器が破損したりしているが、保証手続きについて知りたい。
 【在留資格】
 ●在留資格の期限が迫っているが、家が壊れ避難所や友人宅を渡り歩いて
 いる。更新時の住所はどのようにすればよいか。
 【行政】
 ●り災証明書の申請の仕方について
 【こころ】
 ●地震への恐怖で夜、家に帰れない。(前震の時、テレビが寝ている顔の直
 ぐ横に倒れてきた。)




第2回 相談会
 5月8日(日) 10:00~14:00
 國際交流会館2階交流ラウンジ
 来場者 120人 (国籍 ネパール、フィリピン、インドネシア、英國、バングラデシュ、ケニア、タイ、ベトナム、
 アメリカ、メキシコ、中国)
 相談件数 50件
内容
 【法律】
 ●勤務している会社からの給与支払いが滞っている。
 ●アパートの温水器が壊れているが管理者(大家)が対応してくれない。
 ●インターネットの契約について(地震で使用していない。)
 【居住】
 ●アパートの安全性に不安がある。
 ●パイプが破壊され、室内に汚水が入ってくる。
 ●家の壁が壊れた、パソコン、テレビが壊れた。
 ●団地の4階に住んでいるが1階へ引っ越ししたい。
 【在留資格】
 ●地震の影響で会社を解雇された。早く別の仕事を探したい
 が在留資格の制限がないか心配。
 【行政】
 ●り災証明書の申請の仕方について
 ●住宅地のゴミ回収について
 ●生活に困窮しているが市の支援はないか
 【こころ】
 ●胎児への影響がないか心配(妊娠の方から)
 ●5歳の子どもが怖がってしかたがない
 ●高校生の子どもが話さなくなった、一人で寝れなくなった
 ●子どもの変化に、どのように接してよいかわからない
 ●夫がいないと決まって頭痛が起こる
 ●恐怖を誰かに伝えたい





第3回 相談会
 5月31日(火) 11:00~14:00
 熊本大学黒髪キャンパスグローバル教育カレッジ棟
 来場者 4人 (国籍 国籍 バングラデシュ、ミャンマー、
 インドネシア、中国)
 相談件数 4件
内容
 ●地震でアパートが壊れたので引っ越ししたい
 ●地震がまた来るのではないかと不安で眠れない
 ●日中、妻がアパートで一人になるので心配
 ●地震で研究が遅れたが、奨学金は予定通りに終了するため、研究が継続できるか心配
 ●地震で仕事がなくなった。アパートも全損で住めない。

相談会時に支援物資の
配布を実施

第4回 相談会
 6月12日(日) 11:00~14:00
 國際交流会館2階交流ラウンジ来場者 3人 (国籍 インド、ジャマイカ)
 相談件数 3件
内容
 ●地震でアパートが住めなくなったので、新しいアパートに引っ越しする必要がある
 ●アパートを2年契約したが、解約できるか?
 ●英語教師として来熊し、1年以上の契約が残っているが、ポジティブに働き生活する自身がない。

図 外国人被災者への生活相談会の開催概要

(出典) 一般財団熊本市国際交流振興事業団「2016 熊本地震外国人被災者支援活動報告書 (第二版)」

(6) 金融・財政面の措置

【20160132】平成 28 年熊本地震復興基金の設立（熊本県）

- ・ 被災者へのきめ細やかなニーズや、地域の再生に対応するため、被災自治体が地域の実情に応じて、住民生活の安定、生活再建支援、産業や教育文化の振興等の様々な事業について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対処できる資金として平成 28 年熊本地震復興基金（本項において、以下「復興基金」という。）を創設した。
- ・ 中越沖地震復興基金までは、基金の運用益を財源として事業を実施する「運用型基金」が採用されてきたが、昨今の低金利の状況を踏まえ、東日本大震災と同様の「取崩し型基金」が採用された。基金は、東日本大震災と同様の算定方法により総額 510 億円と算出され、基金造成経費について、特別交付税措置が講じられた。
- ・ 平成 28 年 9 月定例会において、平成 28 年熊本地震復興基金条例案及び同基金に積み立てるための予算が可決成立し 平成 28 年 10 月 11 日に熊本地震復興基金が設置された。
- ・ 復興基金を活用した事業の内容や事業期間は、使途に制限のない一般財源である交付税で措置されていることから、県において自主的に判断することとされており、県と市町村で検討した上で支援メニューを設定している。
- ・ 熊本地震復興基金の使途は「復旧・復興の 3 原則」の下、次の枠組みを基本に活用することとした。
 - (1) 「痛みの最小化」に向けた被災者等の負担軽減や地域活動の拠点施設への復旧支援
 - (2) 「創造的な復興」に資する地域の防災能力の向上
 - (3) 「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる」ための被災した産業の復旧や観光拠点づくりへの支援
- ・ 復興基金総額は 523 億 2,000 万円である（財源：特別交付税 510 億円及び宝くじ交付金 13.2 億円）。配分にあたっては、活用事業を検討するため、市町村等からの要望の聴取及び意見交換等を実施し、被災者の方々の一日も早い生活再建と熊本の復興につながるよう、被災市町村が実施する事業を中心に、県が活用事業の統一ルールを定め、基本事業分として順次予算化を図った。また、被災市町村が復興計画策定を通じ、被災者等の意向を伺い、きめ細かな事業を実施するため、創意工夫分及び宝くじ交付金分として合計 100 億円を枠配分した。
 - 平成 28 年
12 月 19 日 平成 28 年度 12 月補正予算が成立（県 3 事業、市町村 7 事業 25.9 億円）
 - 平成 29 年
2 月 27 日 平成 28 年度 2 月補正予算が成立（市町村 1 事業 10 億円）
3 月 17 日 平成 29 年度当初予算が成立（県 8 事業、市町村 10 事業 111.3 億円）
6 月 29 日 平成 29 年度 6 月補正予算が成立（県 1 事業、市町村 10 事業 12.4 億円）
10 月 3 日 平成 29 年度 9 月補正予算が成立（県 5 事業、市町村 8 事業 162.6 億円）
- ・ 平成 29 年度末現在の今後の配分方針は以下のとおりである。
 - 基本事業分：市町村分が 36 事業で 293 億 2,000 万円程度、県分が 18 事業で 80 億円程度。
 - 創意工夫分（枠配分）：86 億 8,000 万円。
 - 広域的課題対応分：50 億円。
 - 県宝くじ交付金分（枠配分）：13 億 2,000 万円。
- ・ 創意工夫分（枠配分）の充当に関しては、市町村において以下の点に留意することとした。なお、市町村への復興基金の配分は、被災者のきめ細かなニーズに対応するとの本旨に沿って有効に活用することとした。別途、実績等について確認する予定としている。
 - ①国庫補助等の既存制度があるものには充当しない（市町村の財政負担の軽減には充当しない）。
 - ②県統一ルール分の補助の嵩上げには充当しない。ただし、各市町村の事情により、嵩上げ等を行う場合は、市長会・町村会を通じるなどして、近隣市町村等の合意を得ること。なお、被災者向けの補助を独自に実施される場合には、近隣市町村等への配慮をお願いする。
 - ③補助率は原則 1／2 で、負担が大きい又は公共性が高いものは 2／3 を基本とする。



図 熊本復興基金の予算化状況

(出典) 熊本県「平成 28 年熊本地震復興基金の予算化状況 (H30 当初予算含む) と今後の配分方針」

【20160133】災害基金の設立（高森町）

- 災害応急対策、災害復旧、防災対策等、復旧復興事業や住民の方々の生活支援に広く柔軟に、かつ迅速に対応するため、平成 28 年 5 月に条例を制定して高森町災害基金を設置した。
- 「高森町災害基金」の設置にあたり、これまで募集していた「高森町災害義援金」について繰り入れを行った。
- 熊本地震により寄せられた義援金(寄附金)の大半が南阿蘇鉄道の復旧を目的としたものであった。そのため、想定されている活用用途は主に南阿蘇鉄道復興イベント等の経費となっている。

(7) 緊急の住宅確保

【20160134】緊急の住宅確保（熊本県）

○建設型仮設住宅の建設等

- 平成 28 年 4 月 29 日に西原村と甲佐町(各 50 戸)で建設型仮設住宅の建設に着手し、11 月 14 日に、16 市町村、110 団地、4,303 戸の工事が完了し、順次、避難者への提供を行った。
- 建設にあたっては、従来よりもゆったりとした配置や、県産木材や県産畳の使用、断熱性、遮音性の向上等を図ったほか、被災者の孤立等を防ぎコミュニティづくりを促進するよう、木造建物による集会所等を整備した。また、建設型仮設住宅全戸数 4,303 戸のうち、683 戸(16%)を木造として整備したが、従来から災害協定を締結していた(一社)熊本県優良住宅協会のみでは供給能力に不足が生じる恐れがあったため、新たに 2 団体(一社)全国木造建設事業協会、(公社)日本建築士会連合会・(一社)木と住まい研究協会と協定を締結し、建設の促進を図った。
- 入居者の募集にあたり、市町村にペットの受け入れについての配慮を要請した。

○借上型仮設住宅の確保

- 平成 28 年 4 月 25 日、県と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」締結している不動産団体が、民間賃貸住宅の無料相談窓口を開設した。
- 4 月 28 日から各市町村が、被災者への制度説明、申込受付等について窓口を開設したが、最も被

害が大きい益城町に関しては、窓口の準備が整うまでの間、県が代わりに窓口を設置した。

○公営住宅などの確保

- 震災発生直後から、熊本市をはじめ関係機関と連携し、県営住宅 108 戸、公務員住宅 186 戸、独立行政法人所有住宅 57 戸について、入居者の募集を実施した。
- 平成 29 年 2 月時点では、これまで募集した県営住宅等のうち、入居希望が募集戸数に達せず空き戸数がある住宅について、随時募集を行っていた。

表 応急仮設住宅等の入居状況

	県内						県外			
	建設型仮設住宅		借上型仮設住宅		公営住宅等		借上型仮設住宅		公営住宅等	
	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数
最大	4,179	11,027	14,923	34,473	1,046	2,351	132	230	376	805
時期	H29.3	H28.12	H29.5		H28.12		H29.6、H29.7		H28.12	
H30.2	3,586	9,085	12,770	28,344	691	1,469	122	213	139	285

※県内の建設型仮設住宅の入居の戸数と人数の最大時期は異なっている。

(出典) 熊本県「応急仮設住宅等の入居状況の推移」より作成

【20160135】仮設住宅（益城町）

- 被災者の住まい確保に関する業務全般を担うプロジェクトチームとして、5 名の職員及び 2 名の応援職員を配置し、応急仮設住宅に関する業務、みなし仮設住宅に関する業務、応急修理に関する業務等を行った。

○建設型仮設住宅に関する業務

- 仮設住宅の必要戸数の把握、用地の確保及び仮設住宅の抽選・入居手続きを実施した。仮設住宅の早期建設に向け、住家被害の全体像が掴めない中、必要戸数について応急危険度判定結果を参考に概算で見込み、用地選定の目途がついた地区から順に県に対して仮設住宅の建設要請を行った。平成 28 年 5 月 21 日より 1 次入居受付を開始し、申込みが見込みを超過したため、6 月 9 日に抽選会を実施し、第 1 次分の入居者を決定した。仮設住宅の戸数については、最終的には、1,562 戸が整備された。

○借上型仮設住宅に関する業務

- 発災から 1 週間後に県が制度設計を開始し、4 月 28 日より各市町村にて制度説明や申込みを開始した。益城町では、職員のマンパワー不足のため窓口の準備が整わず、5 月 8 日までは県が代行した。5 月 9 日以降町役場（中央公民館）にて受付を開始し、他県からの応援職員が加勢し、最終的には、1,470 戸以上の入居申請に対応した。

○応急修理に関する業務

- 地震により住家に被害を受け、かつその住宅に住むため必要最小限の応急修理を施した場合に、修理に要した費用の一部（上限 576,000 円）を町が直接業者へ支払う制度である。平成 28 年 5 月より問い合わせ対応を開始、6 月には県通知により、納屋・倉庫等に関する修理等を行う場合も、被災状況によっては応急修理の対象とされるようになり、6~8 月のピーク時には申請件数が 270~500 件近くになる等、窓口対応 700 件/月、電話対応 150 件/月になった。

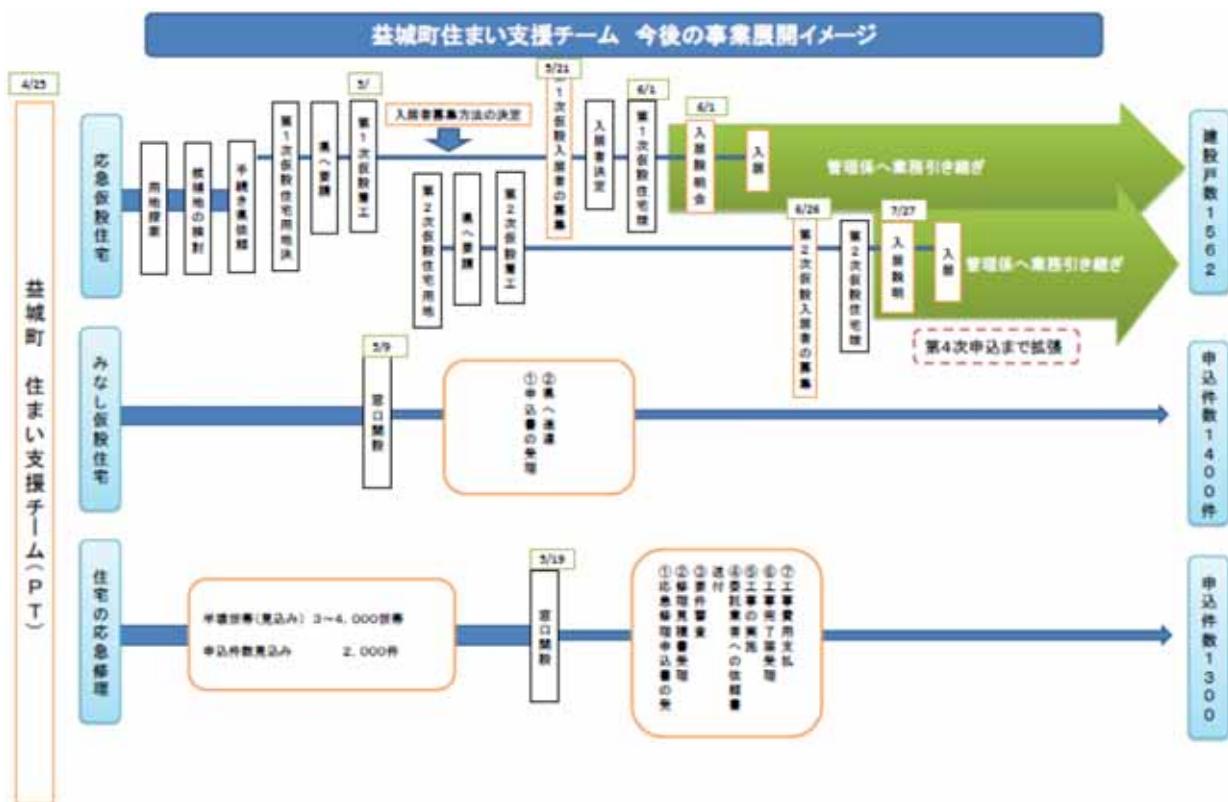


図 益城町住まい支援チームの事業展開イメージ

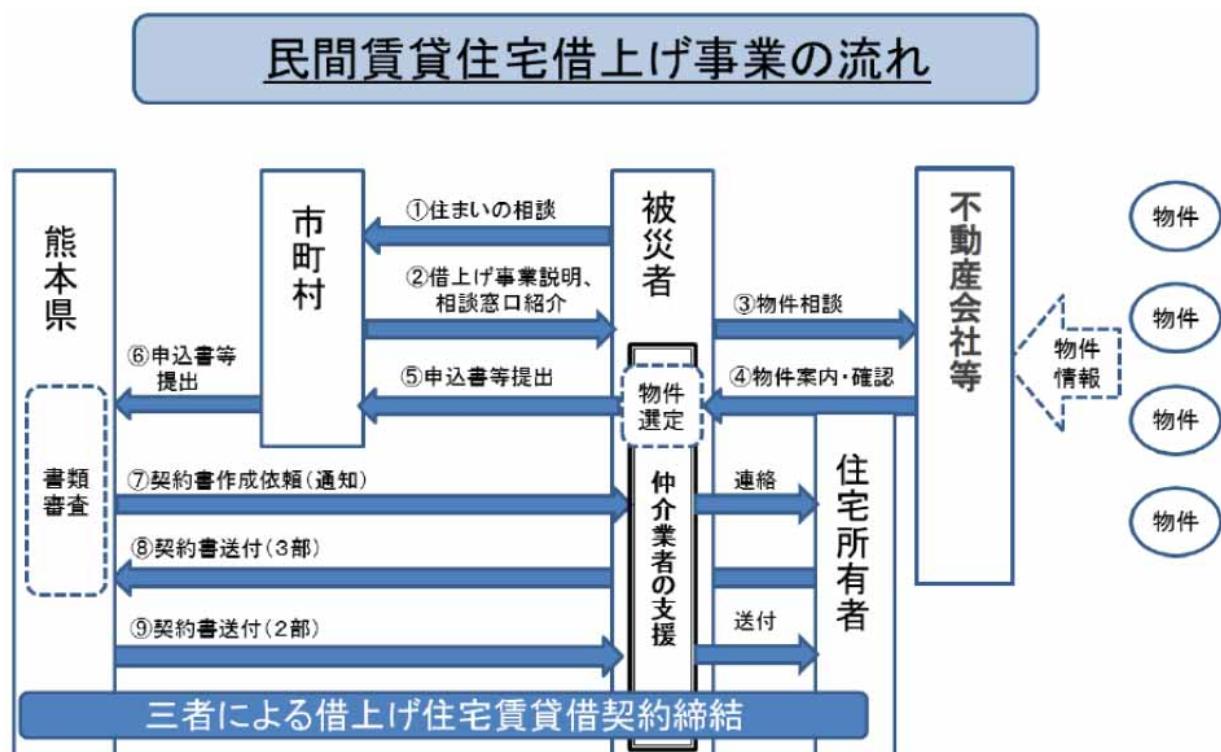


図 民間賃貸住宅借り上げ事業の流れ

(出典) 益城町「平成28年熊本地震 益城町による対応の検証報告書」

(8) 恒久住宅の供給・再建

【20160136】被災者の住まい確保（熊本県）

①「住まいの再建・災害公営住宅ガイドブック」

- ・ 住宅被害が甚大であったことを踏まえ、住宅が被災し、応急仮設住宅などへの避難を余儀なくされている方々を支援する行政や関係団体等で役立てるために、必要と想定される住まいの再建方法と利用できる公的支援制度等に関する情報をとりまとめた。
- ・ 住まいの再建方法と公的支援の概要、住宅を新築・購入する、住宅を補修する、住宅を借りる、災害公営住宅への入居について、「くまもと型復興住宅」を活用した被災住宅の自力再建について記載した。
- ・ なお、同ガイドブックは、県が紙ベースのものを市町村へ提供するのではなく、県支援メニューの追加、市町村独自の支援メニューを加えられるよう、電子データでの提供を行っている。
- ・ 同ガイドブックの説明では、生活支援相談員に加え、熊本県住まいの再建相談支援事業の窓口相談員も出向く必要があるため、時間を要する場合がある。

②「熊本県災害公営住宅等整備基本理念」及び「熊本県災害公営住宅等整備指針」

- ・ 県内の災害公営住宅等整備の基本的考え方を示し、「あんしん」と「あたたかさ」と「ふれあい」のある熊本らしい災害公営住宅等の整備を推進し、被災者の痛みの最小化や地域経済の振興に取り組むための「熊本県災害公営住宅等整備基本理念」及び「熊本県災害公営住宅等整備指針」を策定した。

表 熊本県災害公営住宅等整備基本理念

第1 災害公営住宅等（災害公営住宅、木造仮設住宅を活用した市町村単独住宅等をいう。以下同じ。）の整備は、復興計画等を策定し、住民の暮らしの再建等に主体的に取り組む市町村が行うものとする。

第2 市町村は、復興計画に基づき、被災者の意向を反映しながら、市街地や集落の再生など地域づくりに寄与する災害公営住宅等の整備を目指すものとする。

第3 県は、災害公営住宅等の整備が効果的にかつ、速やかに行われるよう、熊本県災害公営住宅等整備指針（以下「整備指針」という。）を策定するほか、整備事業の受託など、市町村への技術支援を行うものとする。

第4 整備指針は、本県が掲げる復旧復興の3原則に基づき、過去の震災での教訓や応急仮設住宅の経験等を活かし、次の3つの視点から定めるものとする。

- 「あんしん」のある住宅
日常生活の安全・安心だけでなく、災害時における日常生活の早期回復に配慮した住宅
- 「あたたかさ」のある住宅
住宅の木造、木質化を図り、ユニバーサルデザインに配慮した住宅
- 「ふれあい」のある住宅
多様な世帯の入居や交流に配慮し、居住者間や地域住民とのコミュニケーションを図りやすい住宅

（出典）「熊本県災害公営住宅等整備基本理念」

表 熊本県災害公営住宅等整備指針

第1章 整備指針の位置づけ

（目的）

第1 この整備指針は、県内の災害公営住宅等整備の基本的考え方を示すことにより、熊本県災害公営住宅等整備基本理念に掲げる「あんしん」と「あたたかさ」と「ふれあい」のある熊本らしい災害公営住宅等の整備を推進し、被災者の痛みの最小化や地域経済の振興に寄与することを目的とする。

（適用）

第2 この整備指針は、県内で整備が行われる災害公営住宅、木造応急仮設住宅を活用した市町村単独住宅等（以下「災害公営住宅等」という。）を対象とする。

第2 市町村は、この整備指針の考え方を基本として災害公営住宅等の整備に努めるものとし、県は、この整備指針に基づき受託事業等の技術支援を実施するものとする。

第2章 災害公営住宅等整備の基本姿勢

（基本姿勢）

第3 災害公営住宅等は、次の各号に掲げる基本姿勢により整備するものとする。

一 住宅の確保が自力では困難な被災者のためにできる限り早期に整備するとともに、中・長期的な住宅政策との整合を図る。

二 被災地の再生とともに、小さな拠点づくりの推進など、それぞれの地域政策の実現に寄与する。

三 多様な世帯の交流、活気や生活感に満たされた空間の創出、福祉政策との連携など、住宅事情等を考慮した成熟型高齢社会のモデル的な住宅整備を目指す。

四 木造・木質化の推進、地域の建設産業、住宅産業、木材産業等との連携など、地域経済の活性化に寄与する住宅整備を行う。

第3章 災害公営住宅等整備の考え方

(敷地の選定)

第4 敷地の選定にあたっては、持続可能な被災集落の再生や小さな拠点づくり等の地域政策との整合、災害時における安全性の確保、住みなれた地域への居住希望などの反映等に配慮するものとする。

(住宅計画)

第5 大規模な被害が生じた地域等では、被災前のまち並みとの調和や里山集落の景観の保全など、これまで培われた都市や集落の記憶を未来に繋げる住宅整備を行うものとする。

2 屋外空間、住棟内の廊下やエレベーターホール等の共用部等を工夫し、交流スペースの設置や活気や生活感に満たされた空間の創出など、コミュニケーションを図りやすい住宅計画を行うものとする。

3 必要に応じて、災害時の一時避難、共助活動等の円滑化に配慮した住宅計画を行うものとする。

(住戸計画)

第6 住戸計画にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

一 災害時でも日常生活の早期回復が可能な耐震性、省エネ性、耐久性等を確保する。

二 「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン（平成15年2月）」を参考とした、誰もが暮らしやすい住戸計画・設備計画とする。

三 地域材を使用した木造・木質化を図る。

四 多様な世帯の入居に配慮した住戸計画を基本とし、高齢者が多い住宅団地にあっては、コレクティブハウジング（専用の台所、浴室、トイレなどがある住戸に加え、共同の食堂、居間などをあわせ持つ住宅）や福祉施設の合築なども検討する。

五 特別な配慮が必要な障がい者世帯については、入居者の身体特性に応じた住戸整備を行う。

(集会施設等の整備)

第7 「みんなの家」等の集会施設や子どもの遊び場など居住者等がコミュニケーションを図りやすい施設等の整備を行うものとする。

(福祉施策との連携)

第8 高齢者や障がい者の居住等を支援するライフサポートアドバイザー（生活援助員）、地域支え合いセンター、熊本こころのケアセンターや地域の縁がわづくりなど福祉施策と連携した住宅整備、ソフト施策等の充実を図るものとする。

第4章 災害公営住宅等整備に関連するその他の取組み

(木造応急仮設住宅)

第9 県は、市町村と連携し、木造応急仮設住宅の供与期間終了後の利活用を推進するものとする。

(多様な供給方法の検討)

第10 市町村は、建設産業の受注状況や用地の確保等により、直接建設が困難な場合には、買取りや借上げなど、地域の住宅事情に即した多様な供給方法について検討するものとする。

(入居者への配慮等)

第11 市町村は、特別な配慮が必要な障がい者世帯など優先入居の対象になる被災者の把握に努めるものとする。

2 市町村は、既存のコミュニティを守りつつ、新しいコミュニティが育まれるよう世帯の状況や建設地の特性等を踏まえた入居に配慮するものとする。

(学識経験者等の助言)

第12 災害公営住宅等の整備において、県又は市町村が必要と認めるときは、学識経験者等の助言を受けることができるものとする。

第5章 雜則

(委任)

第13 この方針に掲げるもののほか、災害公営住宅等の整備にあたり必要な事項は別に定める。

(出典) 熊本県「熊本県災害公営住宅等整備指針」

③熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策)補助金

- 被災住宅に係るローンを有する被災者が、新たな住宅ローンにより住宅を再建する場合の負担軽減のため、復興基金を活用した「住宅再建支援事業（二重ローン対策）」を実施した。

表 熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策）補助金の対象

補助対象要件	(1) 県内の自ら居住していた住宅が、熊本地震により被災し、発災（平成28年4月14日）以前からその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有している方。 (2) 県内に自ら居住する住宅の再建のために、300万円以上の新たな住宅ローンを契約した方。 (3) 新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点で、(1)の被災住宅に係る既存の住宅ローンが500万円以上ある方。 (4) 新たな住宅ローンを契約した日の属する前年（前年の所得証明書の取得が困難な場合は前々年）の課税所得金額が780万円以下の者（同一世帯に該当するものがいる場合を除く。）
申請期間	平成29年3月21日から平成31年度末（平成32年3月）まで
補助金額	既存の住宅ローンにかかる利子（元利均等毎月償還による算定額）相当額【上限50万円】

(出典)「熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策）補助金のお知らせ」より作成

熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策)補助金のお知らせ

熊本県は、熊本地震により自ら居住していた住宅に被害を受けた被災住宅に係るローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、利子相当額10万円を上限で補助します。

1. 補助の対象条件（次の①～⑨の全てに該当する方）

- ① 県内の自ら居住していた住宅が、熊本地震により被災し、発災（平成28年4月14日）以前からその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有している方。
- ② 県内へ自ら居住する住宅の再建のために、300万円以上の新たな住宅ローンを契約した方。
- ③ 新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点で、①の被災住宅に係る既存の住宅ローンが50万円以上ある方。
- ④ 新たな住宅ローンを契約した日の属する前年の前半の所得額の収入が困難な場合は前年度の課税所得金額が780万円以下の者（同一世帯に該当するものがいる場合は合算）、または前年度の課税所得金額が780万円以下の者（同一世帯に該当するものがいる場合は合算）。

補助要件イメージ



上記は既存各要件を簡略化したもので、詳細は申請の手引きにてご確認ください。

注：既存の住宅ローン

住宅の新築、増築、住宅の建替、購入、償還及び修繕、居住する住宅に係る宅地の購入又は賃貸を目的に当該機関等から借入をした資金で、平成28年4月14日以前に金融消費貸借契約をしたもの。

注2：新たに住宅ローン

住宅の新築、増築、住まいの建設、購入、償還及び修繕、居住する住宅に係る宅地の購入又は賃貸を目的に当該機関等から借入をした資金で、平成28年4月14日以前に金融消費貸借契約をしたもの。

2. 申請期間・補助分額

申請期限：平成31年度末まで

補助金額：既存の住宅ローンにかかる利子相当額

（元利均等毎月償還による算定期）【上限50万円】

■⑦住民票

・世帯員全員の記載があるもの

■⑧書類所要書類の提出

- ・新たな住宅ローンを契約する日の属する前年の証明書
(例：H29年5月にローン契約⇒H29年（H28年分）
H28年12月にローン契約⇒H28年（H27年分）)
- ・市町村が発行するもので、世帯員全員分（扶養人該の欄により確認できる場合を除く）
- ・世帯員の中に課税所得金額が780万円を超える方がいること。
・課税台帳記載事項証明書でも可。
※源泉徴収書は不可

■⑨証明書の提出

- ・金融機関等の発行した証明書であること。
- ・証明基準日が新規ローン契約の前月末時点であること。
- ・融資残高が、500万円以上（元金のみ）残っていること。
- ・証明基準日、借入年月日、融資残高、利率、償還期限の記載があること。
(記載不足がある場合、証明書に係る契約書等の写しを併せて提出ください。)

■⑩新規ローンの金融消費貸借契約書の提出

- ・契約書であること。（仮申込書は不可）
- ・契約日の日付の記載があること。
- ・300万円以上の契約書であること。（借換分は除く）

■⑪補助金の返済先のわかる預金通帳の提出

- ・③の請求書に記載された口座情報と相違ないか確認ください。

■⑫工事契約書（請求書）等の提出

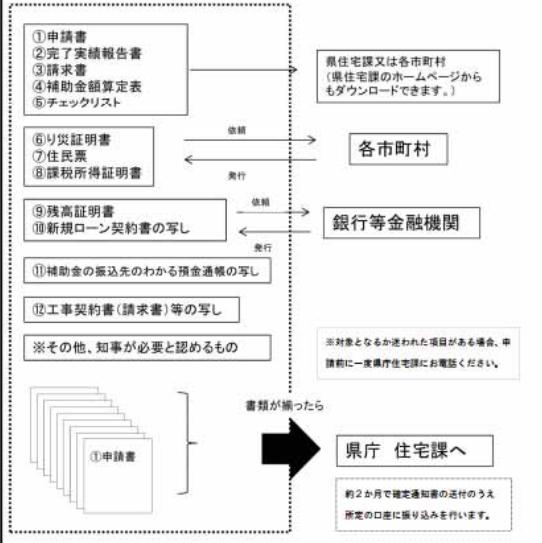
- ・新規ローンの契約に係る住宅再建のための工事の契約書又は請求書、領収書の写しを提出ください。

■⑬その他、知事が必要と認めるもの

※申請書等は、熊本県住宅課のホームページからダウンロードできるほか、各市町村の窓口でも入手できます。

3. 住宅再建支援事業(二重ローン対策)の事務の流れ

【提出書類】



各書類の注意事項

- ①～⑤ 申請書等の提出**
- ・補助金額算定表により金額の計算ができない場合は、金額の欄は空欄にしてください。
 - ・印鑑の押し忘れにご注意ください。（捺印でも可）
- ⑥市町村長の発行する履（り）歴証明書の提出**
- ・一部複数以上のり歴証明書が対象となります。

2

図 熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策）補助金の内容

（出典）熊本県「熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策）補助金 パンフレット」

④被災宅地復旧支援事業

○被災宅地復旧に関するマニュアル・手引の作成・公表

- ・ 被災した宅地の速やかかつ円滑な復旧を目的として、国土交通省、熊本県、熊本市は、地盤工学等の有識者などからなる「熊本地震被災宅地復旧技術検討委員会」を開催し、専門的見地からの意見を踏まえた「被災宅地災害復旧技術マニュアル」、「被災宅地復旧の手引き」を平成29年3月に作成・公表した。
- ・ 熊本県、熊本市は、被災宅地の復旧方法や助成制度をわかりやすく紹介する「宅地復旧のガイド」を平成29年3月に作成・公表した。

表 被災宅地災害復旧技術マニュアルの構成

I. 総 説
I. 1. 目 的
I. 2. 適用範囲
I. 3. 取扱い方針
I. 4. 被災後の対応
I. 4-1. 災害復旧の基本
I. 4-2. 対策方針の検討
I. 4-3. 応急措置
I. 4-4. 本復旧
I. 4-5. 仮復旧
I. 5. 関連指針等
II. 本復旧のための調査
II. 1. 共 通
II. 1-1. 被災宅地復旧のための調査の基本
II. 1-2. 被災地域周辺の調査
II. 1-3. 概略調査
II. 1-4. 詳細調査・検討
II. 2. 宅地擁壁
II. 3. 宅地地盤
II. 4. のり面・自然斜面
III. 本 復 旧
III. 1. 基本的留意事項
III. 2. 宅地擁壁
III. 2-1. タイプ別工法選定
III. 2-2. 本復旧工法の工種
III. 2-3. 再構築の方針
III. 3. 宅地地盤
III. 3-1. 本復旧工法の工種
III. 3-2. 再構築の方針
III. 3-3. 本復旧工法の選定
III. 4. のり面・自然斜面
III. 4-1. 本復旧の工種
III. 4-2. タイプ別工法選定
III. 4-3. 再構築の方針
III. 5. 仮設工法
IV. 仮 復 旧
IV. 1. 仮復旧総説
IV. 1-1. 仮復旧の基本的留意事項
IV. 1-2. 仮復旧工法の選定
IV. 1-3. 被災地域周辺の調査
IV. 2. 宅地擁壁
IV. 3. 宅地地盤
IV. 4. のり面・自然斜面
V. 維持管理

(出典) 熊本市「被災宅地災害復旧技術マニュアル」より作成

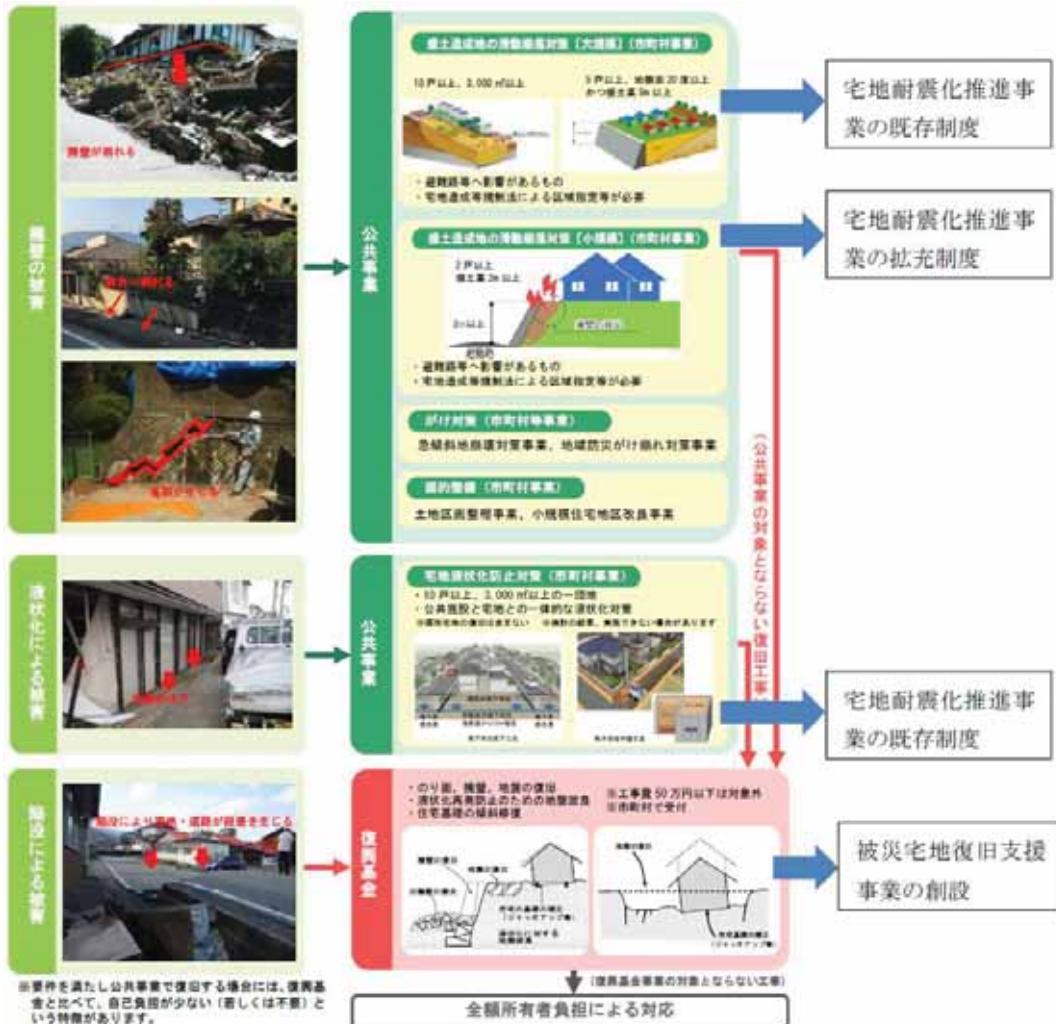
表 被災宅地復旧の手引きの構成

1. 熊本地震による宅地被害の事例
(1)擁壁被害の事例
(2)液状化被害の事例
(3)宅地の陥没、地割れ被害の事例
2.被災宅地復旧の進め方
(1)被災宅地の復旧方式について
(2)擁壁被害の復旧パターン
(3)液状化被害の復旧パターン
(4)陥没、地割れ被害の復旧パターン
(5)被災宅地危険度判定による被災度判定との関係
3.宅地復旧の工法について
(1)擁壁の復旧
(2)液状化被害の復旧
(3)陥没、地割れ被害の復旧
(4)地盤の調査
4.宅地復旧の際に注意しておく許認可等について
(1)建築確認申請手続き
(2)道路後退について
(3)宅地造成等規制法における規制について
(4)土砂災害防止法における規制について
(5)国の補助等により築造した宅地擁壁の適正な維持保全について
5.助成・融資制度
(1)被災宅地復旧支援（復興基金）制度
(2)被災者生活再建支援制度
(3)融資制度
(4)雑損控除（所得控除）について

(出典)熊本市「被災宅地復旧の手引き」より作成

○復旧工事等に要する経費の一部を支援する制度の創設

- ・熊本地震では、宅地被害のうち、高さ2m前後の擁壁（空石積み擁壁）での被害が顕著であった（擁壁被害全体のうち、2m未満が44%、2~3mが27%。新潟県中越地震では、2m未満が32%、2~3mが24%、東日本大震災（仙台市分）では、2m未満が32%、2~3mが31%。種別について、空石積が33%。新潟県中越地震では20%、東日本大震災（仙台市分）では17%）。
- ・これら熊本地震で被災した宅地で公共事業により復旧できない宅地被害について、被災者等の負担軽減を図り生活再建を支援することを目的に復興基金を活用して復旧工事等に要する経費の一部を支援する制度を創設した。
- ・対象要件は以下のとおり。
 - 盛土高さ2m以上（従前5m⇒2mに緩和）
 - 同一盛土上に存在する家屋が2戸以上（従前5戸⇒2戸に緩和）



⑤「すまいの再建」支援策

- 被災者の「すまい」の再建なくして熊本地震からの復興はないとの考え方のもと、一日も早く震災前の生活を取り戻すことを目的とし、今後の住まいの再建に関する意向調査により被災者の状況を確認した。調査は平成29年11月17日から12月6日にかけて、9,822世帯を対象に行い、有効回答数は9,115世帯であった(回答率:92.8%)。
- 調査結果に基づき、被災者の意向に沿った恒久的な住まいの再建・確保を図るため、相談支援体制の整備や4つの住まいの再建支援策を実施した。

表 すまいの再建支援策の概要

対象者	平成28年熊本地震で被災し、以下のいずれかの要件に該当する世帯を対象とします。 1 応急仮設住宅（建設型仮設住宅、借上型仮設住宅）の入居世帯 2 全壊または大規模半壊の罹災証明書の交付世帯 3 半壊の罹災証明書の交付世帯でその住宅を解体した世帯 4 被災者再建支援法に基づき長期避難世帯として認定されている世帯
(支援策1) リバースモーゲージ利子助成事業	県内で居住する住宅を新築、購入または補修するため、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成を行うもの
(支援策2) 自宅再建利子助成事業	県内で居住する住宅を新築、購入、補修するため、金融機関から融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成を行うもの
(支援策3) 民間賃貸住宅入居支援助成事業	再建先として県内の民間賃貸住宅に入居する場合に必要となる契約に伴う初期費用を助成。助成金の額は一律20万円
(支援策4) 転居費用助成事業	県内で住まいを再建（自宅、民間賃貸住宅、公営住宅等）し、その住まいに転居するための費用を助成します。助成金の額は一律10万円

(出典) 熊本県「「すまいの再建」支援策について」

「すまいの再建」4つの支援策

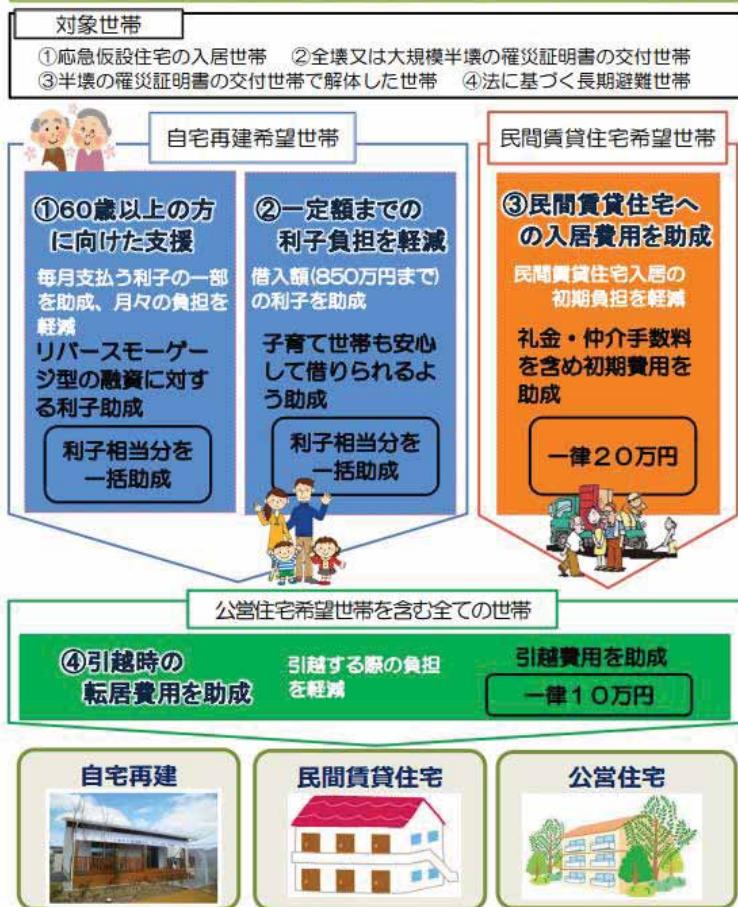


図 すまいの再建支援策

(出典) 熊本県「「すまいの再建」支援策について」

- 「すまい」に関する支援策を早く示したことにより、再建に向けた動きが加速した。住まいの再建先を決めていない世帯は、平成29年6月時点では約4,000世帯であったが平成30年1月時点では142世帯に激減した。
- また、「住まいの再建支援」+「供与期間の延長要件」この2つをセットで示したことにより、被災者の選択が拡がった。特に、自宅再建が難しい高齢者や子育て世帯などが安心して住まいの再建に取り組めるようになった。

表 住まいの再建事業別実績

住まいの再建支援策	受付件数
(支援策1) リバースモーゲージ利子助成事業	9
(支援策2) 自宅再建利子助成事業	754
(支援策3) 民間賃貸住宅入居支援助成事業	1,079
(支援策4) 転居費用助成事業	5,965

(出典) 熊本県からの提供資料より作成

⑥くまもと型復興住宅の推進

○目的

- 熊本地震における被災者の自立再建を後押しするため、住宅生産関係団体や行政、住宅金融支援機構が連携した「熊本県地域型復興住宅推進協議会」を設立した。
- 熊本県では、被災者の住宅再建を支援するため、県内の住宅・建築関係団体や木材関係団体と連携し、くまもと型復興住宅を推進した。くまもと型復興住宅とは、地震に強く、県産木材などの地域

産材を使用した良質でコスト低減に配慮した、地域の工務店等の施工による木造住宅である。

- ・この取組みとして、県では、益城町テクノ仮設団地に3棟のモデル住宅を建設した。また、関係団体等からなる熊本県地域型復興住宅推進協議会では、くまもと型復興住宅の建設に取り組む工務店等のグループ（地域生産者グループ）を募集し、提案のあった住宅をガイドブックに取りまとめ、情報提供を実施した。
- ・モデル住宅の完成に合わせ、県及び熊本県地域型復興住宅推進協議会はセミナー・相談会を開催し、各モデルプランの展示、設計者や工務店等による個別相談、融資等の住宅相談等を行った。

○助成

- ・日本財團わがまち基金「被災住宅再建資金助成事業」等の各種助成を活用することで、例えば3LDKの場合1,000万円程度の費用負担となっている。
- ・日本財團わがまち基金「被災住宅再建資金助成事業」とは、被災者が、金融機関等からの融資を受けて住宅を再建（購入）した場合、100万円を上限に融資額の利息相当額を助成するもので、くまもと型復興住宅には優遇枠が設けられている。平成29年度の実績は730件の受付（うち優遇枠193件）、平成30年度の予定は400件の募集（うち優遇枠160件）となっている。

**表 住まいの復興ガイドブック 地域住宅生産者グループがつくるくまもと型復興住宅
【平成30年1月改訂版】**

■ くまもと型復興住宅とは

被災された皆様が住宅再建を無理なく進めることができるように、地域に根ざした工務店をはじめ住まいづくりのプロ集団『地域住宅生産者グループ』が建設する「地震に強く、地域産材等を利用した良質でコスト低減に配慮した木造住宅」です。

■ くまもと型復興住宅5つのルール

- ・熊本の気候・風土等地域特性に配慮した住宅
- ・熊本県産の木材など地域散販を使用した住宅
- ・耐震等級3又は3相当の地震に強い住宅
- ・被災者の住宅再建を考慮した良質でコスト低減に配慮した住宅
- ・県内に本社を置く住宅事業者、大工・工務店が建設する住宅

■ くまもと型復興住宅のメリット

- ・予算にあつた住宅の建設ができます。
- ・良質で安全安心な住宅に住み続けることができます。
- ・県内の住宅事業者、大工・工務店がきめ細かくアフターフォローします。
- ・地域での住宅建設は地域経済の活性化や強度熊本の力強い復興につながります。

■ くまもと型復興住宅ができるまでの流れ

・情報収集・住まいのイメージづくり

本ガイドブックを活用し、自らのイメージに近い住宅を探してみましょう。

行政や関連団体が実施する住宅相談会や住宅フェアなどに参加して情報収集するのも一つの手です。

・依頼先選び・住宅相談・資金計画の検討や相談

イメージに近い住宅を見つけたら、各グループの連絡窓口に連絡してみましょう。

あなたの家族構成や住まい方、敷地、建設費用、建設時期の希望、その他の要望をお聞きします。

また、資金計画についての検討が必要です。

・建設依頼の検討

・設計打合せ（3回程度以上）

グループの設計担当者とプランの決定、耐震性など各種性能の確認、オプションの有無等を確認し、設計内容を固めていきます。

また、建設までの流れを説明します。その際に、着手金（地盤調査費、敷地調査費、図面作成費等）をお支払い頂く場合があります。

設計打合せ後にグループ内の工務店と工事期間や建設費用等について打ち合わせます。

地盤調査や敷地調査の結果をお知らせします。

工事金額の見積書を提示し説明します。納得いただければ、工事請負契約を交わしていただきます。

・工事契約

・着工

・落成

■ 「災害復興住宅融資」を利用した資金計画のポイント

・熊本地震などの自然災害で被災された方が、ご自分で居住するための住宅を自立再建するためにご利用いただくためのご融資です。地方公共団体から「り災証明書」（一部損壊を除く）を交付されている方及び被災者生活再建支援法の長期避難世帯に認定されている方が対象となります。

・住宅取得後、安心して借入金を返済していくためには、将来のライフプランを踏まえ「毎月〇万円なら返せるが、災害復興住宅融資はいくら借りられるか？」と考えることが大切です。

・ご高齢の方への制度

－親子リレー返済：親子等で申込みすることにより、長期の返済期間を選択することができます。

－親孝行ローン：子や孫が申込者となることにより、長期の返済期間を選択することができます。

－高齢者向け返済特例制度：毎月のお支払を利息のみとし、通常の災害復興住宅融資と比べて毎月のご返済を低く抑えることができます。

■モデルプランの例

新しい木の家づくり・「ハイブリッドCP工法」推進グループ

4

「あなたにもできる耐震等級3-Aの家」コンパクトプラン

■モデルプランの特徴とメッセージ

- 独自の技術・工法(特許取得済)を活用し「耐震等級3-A」を標準仕様とした2階建ての住まいで、以下のような方々におすすめ
- ①新築当時と用途地域が変わり、もとの大きさでは建を再建できない方
- ②家族構成の変化で夫婦のみの世帯となった方々又は単身の方
- また、太陽光発電約5kw未満を装備しメリット(補助金、ローン負担軽減、etc...)あり

■くまもと型復興住宅モデルプラン(代表的事例の概要)

構造・工法・耐震性能 木造・在来軸組工法・等級3☆☆☆

延べ床面積・階数 48m²(14.5坪)・2階

標準工期 契約・着手後約3~4か月

概算工事費 980万円(税別)

(概算工事費に含まない費用)
土地取得登記費用、ローン借入に係る費用、火災・地震保険、外構工事、IH電化設備器具、カーテンレール・カーテン、TVアンテナ、エアコン(2台目以降)、家具、居室照明器具、井戸・ポンプ、浄化槽、上下水道工事費、及び管理契約費、太陽光発電工事経費、地盤改良工事、長期メンテナンス費用、諸手続き費用、消費税、その他オプション等別途。

■主な外部仕上げ

屋根 コロニアル(ガルバリウム鋼板オプション)

外壁 窓枠系サイディング(金属サイディングオプション)

建具 外部:アルミ製、内部:木製(共に普及品程度)

■主な内部仕上げ

床 複合フローリング、又は長尺シート張り

壁 ピニルクロス張、又は一部腰板張り

天井 ピニルクロス張、又は吸音板張り



■返済シミュレーション(融資額980万円、元利均等返済毎月払い(ボーナス併用払無)、元金据置期間無しの場合)

借入金額	借入金利/年	35年返済		20年返済		15年返済	
		毎月の返済額	総返済額	毎月の返済額	総返済額	毎月の返済額	総返済額
基本融資額	980万円	0.63%	26,006	10,922,469	43,470	10,432,815	57,071
特例加算額	-	1.53%					10,272,828

*金利は平成29年7月21日現在であり、原則として毎月見直しがあります。金利が変わると上記返済額等は変わります。

地域住宅生産者グループの基本情報

所在地	八代市新開町3番33号
グループ構成	合計33社(設計/2社、施工/2社、林業・木材/2社、建材流通/8社、その他業務/21社)
代表者	NPO法人木の未来舎
連絡窓口	【NPO法人木の未来舎】理事長 松田秀一 【メール】kinomitsuya@yahoo.co.jp 【電話】090-8416-0333 【FAX】0905-37-1501(松田産業内)

(出典)「住まいの復興ガイドブック 地域住宅生産者グループがつくる くまもと型復興住宅【平成30年1月改訂版】」

表 「くまもと型復興住宅」セミナー・相談会等実績

年度	名称	内容	場所	回数	参加組数
H28 年度	セミナー	住宅再建、宅地・地盤、住宅融資	テクノ仮設団地パレア	3回	337
	相談会	住宅再建、宅地・地盤、住宅融資	テクノ仮設団地	6回	387
H29 年度	催事出展	住宅再建	グランメッセ	2回	1500
	相談会	住宅再建、宅地・地盤、住宅融資	各仮設団地、町役場、公民館等	30回	384
合計				41回	2608

(出典) 熊本県からの提供資料より作成

【20160137】恒久住宅の供給・再建（熊本市）

①伴走型住まい確保支援事業

- ・建設型（プレハブ）仮設住宅や借上型（みなし）仮設住宅等に入居され、住まいの再建に支援が必要な世帯について、1日も早く恒久的な住まいの再建ができるようきめ細かな支援を行う必要があった。このため、各世帯の状況に応じた物件情報等の案内や入居手続きに関する支援、関係機関への繋ぎ等、各世帯に寄り添った支援を実施し、仮説住宅の供与期間内に、恒久的な住宅の確保につなげる制度として、伴走型住まい確保支援事業を平成29年7月1日から開始した。事業を進めるにあたっては、仙台市からの助言を得た。
- ・事業は、熊本県賃貸住宅経営者協会への委託により実施し、人員体制（責任者1名（宅地建物取引士）、調査担当10名、専門相談員1名、事務担当1名）は13名、執務室は本庁舎内に設置した。
- ・具体的な実施内容は、以下の通りである。
 - (1) 希望に応じた物件情報等のご案内
 - (2) 入居に関する手続き等のお手伝い
 - (3) 被災家屋解体後の土地売却や利活用の相談
 - (4) 相談内容により行政部署や関係機関へ繋ぐサポート
 - (5) 各種支援制度等のご案内
- ・当事業では、委託事業者が被災世帯の希望条件（家賃や間取り等）をとりまとめ、市内の不動産会社へFAXにより依頼し、不動産会社から被災者へ物件を紹介する方法で支援を行っており、平成30年2月末時点で述べ914件を不動産会社へつないでいる。（※宅建業法との関係から、直接、物件の紹介や物件情報をホームページ等へ掲載することは出来ない。）
- ・平成29年11月17日～12月6日にかけて、仮設住宅等に入居されている全ての世帯に対して「住まいの再建に向けた意向確認」調査を実施し、仮設住宅における供与期間延長希望の有無、再建方法（自宅再建、民間賃貸住宅、公営住宅）を把握することで、住まい再建に課題を抱える各世帯のニーズに沿った、効率的な事業推進につなげている。
- ・平成30年度は、住まい再建支援の基本方針として、「住まい再建の三本の柱（図1参照）」を掲げ、重点的な支援を進めている。具体的には、伴走型住まい確保支援として、平成29年度に引き続き、各世帯の希望やニーズに寄り添いながら、民間賃貸住宅への入居支援を実施するとともに、公営住宅の提供として、災害公営住宅や市営・県営住宅を希望される世帯へのマッチングを進めている。また、福祉的支援として、経済的な自立に向けた支援や生活保護制度による支援を行うほか、日常生活において介護等の支援を必要とされる方々へ、施設入所等による支援を実施することで、仮設住宅供与期間内での恒久的な住まい確保に向け、効果的な支援を展開していくこととしている。

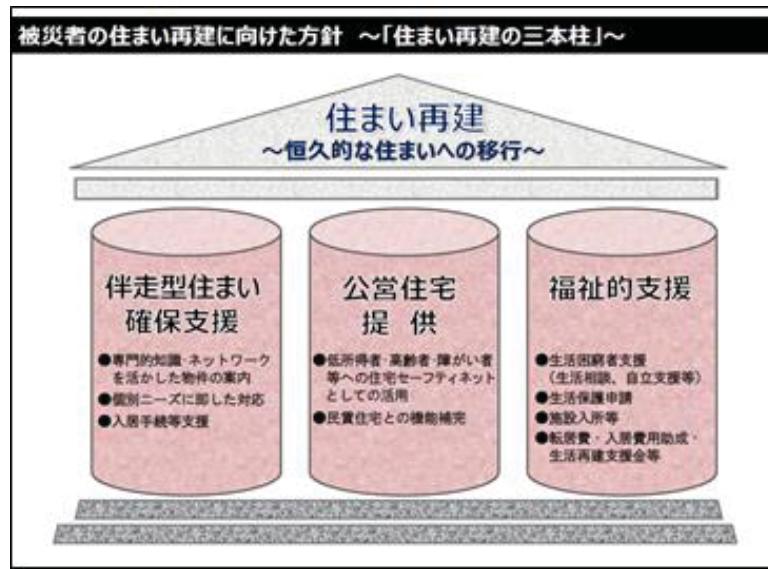


図 平成30年度に基本方針として掲げる「住まい再建の三本の柱」

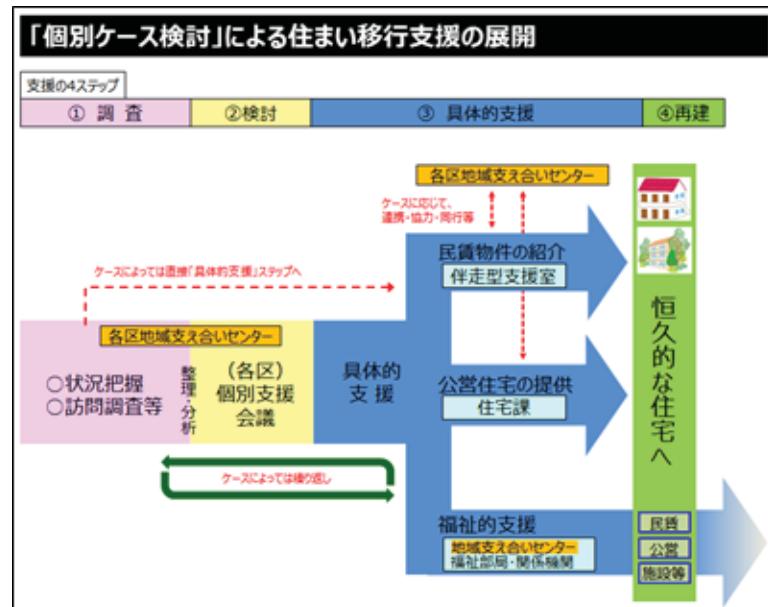


図 個別ケース検討による住まい移行支援の展開

(出典) 熊本市からの提供資料

②一部損壊世帯への支援

- 今回の熊本地震においては、住家の被害が広範囲にわたり、一部損壊世帯への支援の必要性と義援金の受入額の状況を鑑みて、熊本市災害義援金配分委員会は、以下の住家被害（一部損壊）を受けた世帯に義援金の配分を決定した。

- 修理費100万円以上支出した世帯：10万円（熊本県からの配分で、県下他市町村でも実施）
- ひとり親世帯：3万円（熊本市独自）
- 非課税世帯：3万円（熊本市独自）

③熊本市液状化対策技術検討委員会

- 熊本地震により、熊本市では、約11万棟を超える家屋被害や大規模な土砂災害等の甚大な被害を広くもたらし、個人所有の宅地においても、大規模盛土造成地における滑動崩落の被害や小規模な擁壁の倒壊等の被害が数多く発生した。
- 熊本市の低平地で広範囲に生じた液状化現象による道路等の公共施設及び宅地への被害の復旧を早期に実施し、液状化対策の検討において必要な技術的事項について専門的な見地から意見を徴取することを目的に、地盤工学等の学識経験者によって構成される「熊本市液状化対策技術検討委員会」

会」を平成 29 年 4 月 1 日に設置した。

- 委員会設置趣意書では、単に被災した建物や道路等を復旧するだけでなく、液状化の発生要因やメカニズムを解明し、再度災害を防ぐため、道路等の公共施設と宅地との一体的な液状化対策を検討する必要があるとしている。

表 熊本市液状化対策技術検討委員会委員一覧（平成 29 年度）

区分	所属・役職等
委員	東海大学大学院産業工学研究科教授
委員	熊本大学名誉教授
委員	熊本大学大学院先端科学研究院准教授
委員	九州工業大学大学院工学研究院建設社会工学研究系教授
委員	福岡大学工学部社会デザイン工学科教授
委員	国土交通省都市局都市安全課企画専門官

(出典) 熊本市「熊本市液状化対策技術検討委員会（案）設置趣意書」より作成

表 委員会議事

第 1 回	平成 29 年 6 月 27 日	(1) 熊本市の液状化被害の状況 (2) 事業候補地区の選定について (3) 近見地区的調査報告
第 2 回	平成 29 年 10 月 27 日	(1) 前回の確認事項について (2) 現地試験（揚水試験）の結果について (3) 実証実験の候補地について
第 3 回	平成 30 年 1 月 25 日	(1) 前回の確認事項 (2) 液状化対策の目標値の方針 (3) 実証実験の計画
第 4 回	平成 30 年 3 月 28 日	(1) 事業地区の選定 (2) 実証実験施設の設置

(出典) 熊本市液状化対策技術検討委員会資料より作成

【20160138】恒久住宅の供給・再建（宇城市）

- すべての市民が被災者であり、何かしら被害を受けているとの認識の下、それまで一切の支援がなかった一部損壊等の世帯を対象に、復興券（商品券）として一部費用を支援し、被災者の生活再建の一助として、ひいては、復興券利用による地元小売店での消費拡大を後押しすることを目的として、平成 28 年 10 月に宇城市被災住宅等再建支援事業を創設した。この事業は市の一般財源で実施する宇城市独自の事業である。
- 地震及び豪雨災害で住宅や宅地などが被災し、復旧費用が 30 万円（税込み）以上かかった世帯に対し、「宇城市復興券」（市内対象店舗で使える商品券）を交付した。
- 予算規模は平成 28 年度補正予算において、復興券として 5 億円、換金等の事務委託として 2,000 万円の合計 5 億 2,000 万円を計上。（平成 29 年度に繰越にて現在対応中。）
- なお、あくまでも災害救助法に基づく応急修理の制度を参考にしているため、住家等（借家や空家、賃貸住宅は除く）に限定した。
- これまでに 5 万円券を 1,406 件、3 万円券を 256 件、計 1,662 件、7,798 万円分を発行した。（平成 30 年 2 月末実績）

表 宇城市被災住宅等再建支援事業の概要

支援対象	・地震で半壊に満たない被害を受けた世帯 ・豪雨災害で被害を受けた世帯（地震で半壊以上を除く）
条件	・被災した住宅や宅地などの復旧にかかった費用が総額 30 万円（税込み）以上であり、工事が完了していること。 ・被災時、宇城市内に住所があった世帯 ・その他：法人でないこと、市税を滞納していないこと等
対象経費	・住宅の屋根、外壁、内装、窓、給排水設備などの復旧費用 ・住宅に付随する門扉、石垣、ブロック積みや宅地被害などの復旧費用 ※解体・撤去のみの費用、清掃・室内クリーニング費用、材料費、電化製品、家具類などの家財は対象外。
支援内容	復旧に要した経費の総額が 30 万円以上 50 万円未満：3 万円分の宇城市復興券（商品券） 復旧に要した経費の総額が 50 万円以上：5 万円分の宇城市復興券（商品券）

(出典) 宇城市「被災家屋（半壊未満）の復旧工事を行った世帯を支援します」

【20160139】土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業（美里町）

- 本事業は、「熊本地震復興基金」を活用して「土砂災害特別警戒区域」からの移転を促進する事業であり、美里町の他、県下の市町村でも実施されている。
- 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）内の自己用住宅に区域指定前から居住し、本地震により被災者生活再建支援制度の受給対象となった被災者の中で、再建（移転・建替え）が必要となつた方に対し「被災住宅再建支援事業」として、従来の「土砂災害危険住宅移転促進事業」を拡充。
- なお、美里町における本事業の対象世帯は6戸程度であり、うち2戸については、本制度を活用する予定である。



図 美里町被災住宅再建支援事業について

（出典）美里町「土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業」

【20160140】災害公営住宅の整備（南阿蘇村）

- ・ 住宅を滅失し、自力では住宅再建が難しい被災者の居住の安定を確保するため、災害公営住宅の整備を実施しする事業として、南阿蘇村買取型災害公営住宅整備事業を実施した。この事業は、大工・工務店など、県内の民間事業者が、災害公営住宅として整備する木造住宅等を村が買い取ることにより、災害公営住宅の整備を迅速かつ円滑に推進することを目的とした。
- ・ なお、南阿蘇村では発災時に建設系の職員が少なく、速やかな施策遂行のため、県と協議し、直接建設方法（県委託）だけではなく民間事業者に発注する買取方法を併用した。

表 南阿蘇村買取型災害公営住宅整備事業のスケジュール

事業者募集要領等の公表・配布	平成 29 年 12 月 18 日（月）～ 平成 30 年 1 月 16 日（火）
事業説明会の開催	平成 29 年 12 月 22 日（金）
参加表明に関する質問書の受付	平成 29 年 12 月 18 日（月）～ 平成 30 年 1 月 12 日（金）
参加表明に関する質問への回答・公表	平成 30 年 1 月 15 日（月）
参加表明書の提出	平成 29 年 12 月 18 日（月）～ 平成 30 年 1 月 16 日（火）
参加表明書に関する事前相談期間	平成 29 年 12 月 18 日（月）～ 平成 30 年 1 月 12 日（金）
<第 1 回目> 事業者募集要領等に関する質問書の受付	平成 30 年 1 月 15 日（月）
<第 1 回目> 事業者募集要領等に関する質問への回答・公表	平成 30 年 1 月 19 日（金）～ 平成 1 月 26 日（金）
<第 2 回目> 事業者募集要領等に関する質問書の受付	平成 30 年 1 月 29 日（月）
<第 2 回目> 事業者募集要領等に関する質問への回答・公表	平成 30 年 1 月 19 日（金）
提案書の提出	平成 30 年 1 月 19 日（金）～ 平成 30 年 2 月 6 日（火）
提案書提出に関する事前相談期間	平成 30 年 2 月 21 日（水）（予定）
選定事業者の決定	平成 30 年 2 月下旬
基本協定締結	平成 30 年 6 月下旬
設計確認（開発許可、住宅性能評価）	平成 30 年 7 月上旬
売買契約	平成 30 年 7 月上旬～平成 31 年 2 月下旬
建設工期（完成検査完了の日まで）	平成 31 年 2 月中旬
売買（変更）契約	平成 31 年 3 月上旬
買取検査	平成 31 年 3 月上旬
住宅等の引渡し	平成 31 年 3 月中旬 (本事業における最終引渡期限)

※ 上旬とは月の 1 日～10 日、中旬とは月の 10 日～20 日、下旬とは 20 日～月の最終日を示すものである。

（出典）南阿蘇村「南阿蘇村買取型災害公営住宅整備事業について」

- ・ 上記事業スケジュール以外にも、平成 29 年 9 月に「長期非難世帯」指定解除前から住民向けの説明会・相談会を定期的に実施している。具体的には、平成 28 年 6 月～平成 29 年 3 月に全 8 地区を対象とした住民説明会、平成 29 年 6 月に計 3 回の個別相談会を開催している。
- ・ 指定解除後の平成 29 年 10 月からは、南阿蘇村各 8 地区の復興村づくり協議会が主体となり、復旧・復興や既存への取り組みについて検討を行っている。平成 29 年度は、今後の生活道路の復旧等について協議された。

(9) 被災者への経済的支援

【20160141】生活福祉資金貸付（熊本県）

○熊本県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の特例貸付

- ・生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れることを目的としている。
- ・低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して、特例的に貸付償還期間を延長（返済期間＝20年以内）した「住宅の補修（250万円以内）」や「災害を受けたことにより臨時に必要となる経費（150万円以内）」の貸付を実施した。

熊本地震による被災者の皆様へのご案内

生活福祉資金 福祉費 (住宅補修費・災害援護費)

生活福祉資金福祉費とは、低所得世帯^{※1}や障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上虐待又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）に対して、日常生活を送るうえで一時的に必要な経費として貸付ける資金です。

今回の熊本地震で被災された皆様の「住宅の補修」や「災害を受けたことにより臨時に必要となる経費」について、特例的に借還期間（返済の期間）等を延長してお貸しします。

※1 熊本地震を経由して勤務先の休業者等により被用者となった場合を含みます。

◆ 貸付内容 ◆

- 貸付限度額 ① 住宅の補修・保全等のための資金 250万円以内
② 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 150万円以内
（被災行動の責い替えや外縁、扶養の補修など（生活費は除く））
- 借還期間 対応の日から2年以内
- 償還期間 延長期間終了後20年以内
- 運営保証人 原則として1人必要（いい場合も借入申請は可能です。）
- 貸付料率 無料（運営保証人ありの場合）又は1.5%（運営保証人なしの場合）

◆ 申込に必要なもの ◆

- 住民票謄本（全部記載）
- 平成27年分所得・課税証明書（所得証明書及び課税証明書）
- 取引証明書
- その他、社会福祉協議会が審査のために求める書類
※ 住宅計画書や見廻帳など、受金の状況により提出していただく書類が異なりますので、当該町の社会福祉協議会にご相談ください。

◆ 相談窓口 ◆

- 居住する地区的民生委員または市町村の社会福祉協議会が相談窓口となります。
※ この資金は、日常生活を送ることを目的としていますので、申込から審査が終了するまで、お住まいの地域の民生委員が相談、援助活動を行います。

※お問い合わせ等は、各市町村社会福祉協議会にお願いいたします。

実施主体：社会福祉法人熊本県社会福祉協議会
連絡先：〒860-0842 熊本県中央区南千人坂町3番7号
TEL：096-324-5475

図 生活福祉金のお知らせ

（出典）熊本県「県社協からのお知らせ 生活福祉資金 福祉費（住宅補修費、災害援護費）の特例措置について」

【20160142】義援金の配分（宇土市）

○市独自の義援金の配分

- ・ 県の支援や義援金の対象から漏れた人に対して、宇土市に直接寄せられた義援金を配分した。具体的には、熊本地震や豪雨災害により、家屋が一部損壊（または床上浸水）となった世帯で、修繕に30万円以上の費用を要した世帯を対象とした。
- ・ 対象となる修繕工事の費用が100万円を超える世帯は、熊本地震義援金の配分対象であったため、30万円以上を対象とし、修繕対象箇所も拡充した。
- ・ 平成30年2月、既に義援金を受給している対象者（県からの義援金を含む）に対して、死亡者を除き一律2万円を追加配分した。また、一部損壊世帯で家屋を解体し、かつ新たに住宅を新築又は物件を購入した世帯を対象の義援金を新設した。
- ・ なお、義援金の原資は、平成29年10月末時点で、83,035,684円であった。

表 義援金の対象

対象世帯	次の(1)～(3)の要件をすべて満たす世帯 1.住家が一部損壊（または床上浸水）の判定を受け、修理費に30万円以上支払った世帯 2.熊本地震発生時に宇土市にお住まいだった世帯 3.修繕に100万円以上を要した一部損壊世帯への熊本地震義援金の配分対象となっていない世帯 ※一つの家屋に複数の世帯がある場合は、いずれか一つの世带のみ対象 ※アパート、借家（マンションを除く）の修繕に関しては、居住者が修繕費を自己負担した場合のみ対象 ※市独自義援金受給後に、修繕箇所の追加や災区分の変更（例：一部損壊→半壊）があり、熊本地震義援金の対象となっても再申請は不可。修繕がお済みでない方や災区分の再調査中の方は完了後に申請
対象経費	地震の被害を受けた箇所の修理とし、外構（門、車庫、塀等）の工事、家電製品の修理等は除く。 ※内装工事（壁紙、天井の仕上げ、ふすま、畳）も対象
義援金額	・修繕費が30万円以上50万円未満：4万円（当初、2万円） ・修繕費が50万円以上：5万円（当初、3万円）

（出典）宇土市「宇土市独自義援金」

表 義援金の支払い金額・件数

市独自区分	金額	件数	合計
修理費30万円～50万円	40,000	82	3,280,000
修理費50万円以上	50,000	196	9,800,000
一部損壊住宅解体・再建	120,000	1	120,000

県義援金への上乗せ	金額	件数	合計
死者	50,000	11	550,000
重傷者	20,000	22	440,000
住家被害	20,000	2,410	48,200,000

総計	62,390,000
----	------------

（出典）宇土市からの提供資料より作成（平成30年3月19日まで支給分）

(10) メンタルヘルスケアの充実

【20160143】医師・看護師等による避難所等巡回（熊本市）

- ・ 熊本市民病院が被災した院内での医療活動ができなかったため、本震後の平成 28 年 4 月 18 日より、医師・看護師等でチーム編成の上、各避難所を巡回し、医療・救護活動を行った。
- ・ 各避難所を巡回するに当たって、医療チームは医師 3 名・看護師 2 名・薬剤師 1 名・医療技術技師 1 名で編成し、主に避難者の健康面等の相談や、簡単な処方等を実施した。感染対策チームは医師 1 名・看護師 1 名・医療技術員 1 名で編成し、主に感染のケアや衛生面についての指導および衛生物品（マスク・消毒薬・石鹼等）の提供を行った。口腔ケアチームは医師 1 名、看護師 1 名、歯科衛生士 1 名、言語聴覚士 1 名、栄養士 1 名で編成し、特に高齢者を中心にケアが必要な避難者への指導や相談等を実施した。リハビリ専門チームは医師 1 名、看護師 1 名、理学療法士 1 名で編成し、避難所で動かない避難者等へ運動の促進や、足や手などの可動指導などを実施した。いずれのチームも朝 10 時から夕方まで、1 日に 3~4 か所の避難所を巡回し、平成 28 年 6 月 17 日まで継続した。
- ・ 機能を縮小した熊本市民病院の看護師等は、避難所巡回以外にも以下のような様々な被災者支援を担った。
 - 固定診療所の設置
 - ボランティアセンターにおけるボランティアのケア
 - 在宅避難者巡回訪問
 - エコノミークラス症候群防止活動
 - 他病院や他被災地への医療関係者の派遣
 - 被災者や職員の心のケア
 - 地域支え合いセンターの相談員

(11) 公共施設等の災害復旧

【20160144】施設等の応急復旧対応と業務継続・再開（熊本県）

- ・ 平成 28 年内の公共施設の応急復旧対応について以下に示す。

○ 庁舎

- ・ 県庁舎（行政棟本館・新館）においては、地震発生直後より設備の点検を行い、庁舎機能を継続した。なお、敷地外周部に設けられた石垣等は、公道側に崩落したため、撤去した。
- ・ 総合庁舎等においては、被災後緊急点検・被災度区分調査・設計及び緊急修繕工事を行った。また、県央広域本部土木部は、九州農政局八王寺分室に仮移転した。

○ 医療衛生施設

- ・ （熊本市民病院）法律に定める一類感染症患者を受け入れるためには、特別な病室の構造が必要であるが、その指定を受けている熊本市民病院が被災した。移転再建には相当の期間を要し、再建費用も高額になるため、国の財政支援や場合によっては県の支援も必要となった。新生児集中治療室（NICU）に入院していた患者は、県内外の周産期母子医療センターに搬送された。
- ・ （熊本県立こころの医療センター）病院建物本体については、一部損傷等（漏水、病棟と回廊のジョイント部分の段差など）はあるものの、ライフライン等に大きな被害はなく、病院機能は継続した。被災した他病院の入院患者が転院するまでの一時避難場所として、体育館へ計 67 名を受け入れた。また、他病院の入院患者 8 名を受け入れた（いずれも既に退院）。また、近隣住民等のために、平成 28 年 5 月 17 日まで 1 階待合ホールを避難用に開放（平日は外来診療に支障がないよう夜間のみ開放）し、多い日で 20 名程度を受け入れた。

○ 社会福祉施設

- ・ （保育所・放課後児童クラブ）益城町に放課後児童クラブ 2 棟及び子育て支援拠点 1 棟の計 3 棟を設置し、児童の生活の場、未就学児を持つ親子の交流の場を確保した。南阿蘇村の大津町室南出口仮設団地内に、保育所及び放課後児童クラブの仮設の代替施設を設置し、当面の保育の場を確保した。一方、保育所・放課後児童クラブの代替施設を設置する適当な場所がない地域では、選定に長期間を要した。
- ・ （高齢者関係福祉施設等）3,354 施設への被害調査に、多大な労力、時間を要した。被害が大きかった施設等においては、介護サービスの提供に支障が生じないよう、一時的に入所者を別の施設や系列の他事業所への移送が必要となった。周知方法は県 HP への掲載や FAX を活用したが、補助

制度や手続等の解説がなく、説明に時間を要した。

○その他

- ・消防学校は、本校舎については使用可であったが、屋内訓練場、武道場及び救急棟は使用不可となつた。また、寄宿舎も点検・修繕を要した。
- ・警察本部は、被害を受けた施設を中心に応急危険度判定を行い、特に緊急に対応すべきものについては、応急復旧工事を実施した。
- ・食肉衛生検査所は、耐震上問題は発生しなかつたが、施設が老朽化しているため、雨漏り防止やバイオハザードの観点から施設の整備が急務となつた。
- ・動物管理センターは、研修棟（管理人棟）は今回の地震で屋根や排水設備が破損し、解体する必要が生じた。再整備については、動物愛護管理機能の強化等、今後の施設の在り方を含めた総括的な検討を行つた上で、施設復旧を考える必要が生じた。
- ・道路や河川・砂防ほか公共施設等の早期の復旧・復興を図るため、震災関連等工事に係る入札制度の見直し及び円滑な施工確保対策を講じた。

(12) 防災活動体制の強化

【20160145】減災につながった事前の準備・整備（熊本県）

○危機管理部門のOB職員への早期の応援依頼

- ・熊本県は、「大規模災害対応業務に従事する職員名簿取扱要領」に基づき、危機管理防災課及び消防保安課に所属した職員（異動後3年以内の者）を非常時に参集する体制を整えていた。（震災後5年以内に延長）
- ・震災時は、当該職員に応援依頼を行い、早期に人員及び初動体制を確保することができた。

○平時からの関係構築

- ・自衛隊、消防等と日頃から現場レベル、幹部レベル双方で「顔の見える関係」を構築しており、躊躇なく災害派遣要請ができた。

○ヘリコプターの防災駐機場の整備

- ・九州において広範囲かつ大規模な災害が発生した場合に熊本県が九州の広域的防災拠点としての役割を担う体制を整備するため策定した「九州を支える広域防災拠点構想（平成26年1月熊本県策定）」に基づき、阿蘇くまもと空港にヘリコプターの防災駐機場を整備していた。同防災駐機場は、熊本地震の際に、他地域からの応援ヘリ150機の受入拠点として機能した。

○下水道BCPの策定

- ・県では、平成27年5月までに県流域下水道及び県内下水道関係全31市町村において、「下水道BCP」の策定を完了し、平成27年9月までに、県流域下水道及び県内23市町村において、個別に実地訓練（緊急点検）を実施していた。
- ・さらに、大型台風襲来等に伴う下水道施設電源の喪失（停電）を想定し、平成27年12月18日に、熊本県及び県内下水道関係全市町村間の連携強化を図るため、県内では当時初となる「下水道BCPに基づく県下一斉合同訓練」を実施していた。
- ・これら「下水道BCP」とそれに基づく訓練の実施により、益城町等の市町村では、比較的円滑に初動対応を行うことができたものと考えられている。

【20160146】減災につながった事前の準備・整備（熊本市）

○マンホールトイレの整備

- 平成 25 年 3 月に策定された「熊本市下水道総合地震対策計画」の一環として、マンホールトイレの整備を位置付け、避難所である中学校（下水道計画区域内の 38 校）を対象に整備を行うこととした。マンホールトイレは 1 校あたり 5 基（そのうち 1 基は車いす用）整備を行い、平成 28 年 4 月 1 日時点で 4 校、計 20 基のマンホールトイレの整備が完了していた。
- 今回の震災では、平成 28 年 4 月 16 日の本震後、同日の午前中までに 4 校すべての中学校へのマンホールトイレの設置が完了した。
- 設置後は利用者も多く、使いやすないと好評であり、避難所の利用状況あるいは水道の復旧状況に応じて最長で平成 28 年 5 月 20 日まで利用を継続した。



図 マンホールトイレの設置状況

（出典）熊本市上下水道局「熊本地震におけるマンホールトイレの活用～避難所の生活環境向上に向けた取組～」

○緊急輸送道路の耐震補強

- 震災前から、道路・橋梁の防災に関する事前の取組を行っていた。
- 震災時には、緊急輸送道路の橋梁については応急的な耐震補強を終えていたため、落橋等の重大な被害に至らず、一定の効果があったものと考えられる。

【20160147】自主防災組織体制の充実と備蓄の実施（南阿蘇村）

- 平成 24 年 7 月の九州北部豪雨で、立野地区は孤立状態となったことを契機に、震災前から自主防災組織体制の充実、備蓄等を進めていた。このため、発災直後、被災住民への生活への影響は軽減された。

(13) 道路・交通基盤等の復興

【20160148】大規模災害復興法・道路法に基づく直轄代行による道路復旧（熊本県）

①道路法に基づく権限代行事業(国):国道325号

- 熊本地震災害により大規模な斜面崩壊が発生し、国道 57 号が崩落とともに、阿蘇大橋が落橋した。国道 57 号から国道 325 号への接続部分が阿蘇大橋であり、阿蘇大橋の復旧にあたっては、高度な技術を要する大規模な橋梁が含まれるとともに、活断層に隣接するという特殊な地理的状況にあり、高度な技術力と活断層対策、無人化施工等高度な機械力が必要とされた。
- このため、熊本県は、道路法第 13 条第 3 項の規定に基づき、国に対し直轄権限代行の要請を行い、国の承認を経て、平成 28 年 5 月 9 日に県に通知された。主な経緯は下表に示す通り。
- 本事業は、本震発生後、道路法でも代行が実施可能であること等を鑑み、道路法に基づき代行要請を行ったものである。
- 代行事業の実施に際しては、「国道 325 号ルート・構造に関する技術検討会」を設置し、大学等有識者とともに、国、県の協議体として平成 28 年 5 月から平成 30 年 3 月にかけて計 4 回開催し、復旧方法の調整・決定を行った。
- また、用地買収が生じることや地元の主要アクセスルートである点を考慮し、地元説明会を 2 回開催した。その後、工事、用地買収に着手し、阿蘇大橋ルートは令和 2 年度の全線開通を目指して工事が実施されている。

表 要請・調整の流れ

平成 28 年 4 月 14 日	・前震
16 日	・本震により大規模な斜面崩壊が発生。国道 57 号の崩落とともに阿蘇大橋が落橋
23 日	・国に対し「平成 28 年熊本地震に関する緊急要望」を提出 この中で国道 325 号の早期復旧を直轄事業に進めるなどを要請
5 月 9 日	・道路法に基づく国による直轄代行の決定
12 日	・第 1 回国道 325 号ルート・構造に関する技術検討会の開催
16 日	・今後の復旧方針について国と協議
7 月 5 日	・第 2 回国道 325 号ルート・構造に関する技術検討会の開催 (阿蘇大橋の架け替え I を現位置の下流側に決定)
29 日	・第 3 回国道 325 号ルート・構造に関する技術検討会の開催 (阿蘇大橋の橋梁形式を「PC 3 径間連続ラーメン箱桁橋」に決定)
8 月 20 日	・地元説明会開催(計画概要・現地測量等の説明)
9 月	・構造決定後、橋梁への歩道の新設について国と協議
10 月 30 日	・地元説明会開催(計画・用地買収等の説明)
11 月 9 日	・工事用道路工事着手開始
12 月	・用地買収着手開始
平成 29 年 4 月 16 日	・阿蘇大橋ルートについて「平成 32 年度全線開通目標」を国が公表
10 月	・上下部工事のための進入路工事完成
平成 30 年 3 月 23 日	・第 4 回国道 325 号ルート・構造に関する技術検討会の開催 (地質調査に基づく渡河部橋梁形式を決定)
令和 2 年	・年度内の完成を目標として復旧工事中

(資料) 熊本県資料より作成



図 国道 325 号阿蘇大橋架け替え位置と橋梁形式

(出典) 国土交通省「国道 325 号阿蘇大橋の橋梁形式について～ PC 3 径間連続ラーメン箱桁橋に決定～」(<http://www.mlit.go.jp/common/001140415.pdf>)

②大規模災害復興法に基づく権限代行事業(国):県道熊本高森線

- 県道熊本高森線は、トンネルの壁面剥落や複数の橋梁損傷により約 10 キロの区間が通行止めとなるなど、大きな被害を受けた。災害復旧について、熊本県は大規模災害復興法に基づく代行を国に要請し（5月 13 日）、同日付で国による直轄代行が決定し、全国で初めて大規模災害復興法に基づき国の代行事業として災害復旧が行われた。
- 行政と専門家からなるプロジェクトチーム（PT）を設け、著しい損傷を受けた道路構造物の詳細な損傷状況調査や復旧工法の検討を行いながら、6 橋梁、2 トンネル及び土工部の復旧工事を段階的に通行を再開させながら進め、令和元年 9 月 14 日に全線で復旧完了し、開通した。

表 要請・調整の流れ

平成 28 年 4 月 16 日	・本震によりトンネルの壁面剥落、複数の橋梁損傷により約 10 キロの区間が通行止め
5 月 10 日	・熊本地震が「大規模災害からの復興に関する法律」第 2 条第 9 号に規定する「非常災害」に指定（10 日閣議決定、13 日施行） ・代行事業申請様式の提供
5 月 13 日 〃	・特定災害復旧等道路工事施工要請書の提出（権限代行事業の要請） ・大規模災害復興法に基づく国による直轄代行の決定
6 月 1 日	・被災構造物の測量・設計着手開始
3 日	・進入路確保のための工事着手開始
14 日	・熊本地震道路復旧に向けたプロジェクトチーム（PT）を発足
12 月 24 日	・俵山トンネル、南阿蘇トンネルが迂回路等を利用し暫定開通
平成 29 年 12 月 14 日	・鳥子地区区間（2.3km）の復旧完了、部分開通
平成 30 年 7 月 20 日	・桑鶴大橋区間（270m）の復旧完了、部分開通
令和元年 8 月 3 日	・俵山大橋の復旧完了
9 月 14 日	・大切畑大橋の開通により俵山ルート全線で復旧完了

(資料) 熊本県資料より作成



図 岐山トンネルルートの状況

(出典) 国土交通省九州地方整備局「県道熊本高森線（岐山トンネルルート）概要位置図」
http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto_r/img/pdf/road_28_99.pdf

③大規模災害復興法に基づく権限代行事業(県)：村道喜多～垂玉線、池の窪～小河原線、ゴルフ場～湯の谷線

- 熊本地震による甚大な被害を受け、南阿蘇村から、村道柄の木～立野線、村道喜多～垂玉線、池の窪～小河原線、ゴルフ場～湯の谷線の4路線の直轄代行の要望がなされたことを受け、構造物そのものが被害を受け、かつ技術的要件が高いものや規模が甚大なものは国で、その他については県が代行することを基本として調整を行った。
- 結果、村道喜多～垂玉線、池の窪～小河原線、ゴルフ場～湯の谷線の3路線、復旧延長 5.8km、概算被害額 8 億 5 千万円を対象として県による直轄代行が決定した。
- 池の窪～小河原線が平成 29 年 9 月 1 日に、ゴルフ場～湯の谷線は平成 30 年 8 月 30 日に、喜多～垂玉線は平成 31 年 4 月 16 日に昼間時の片側通行が可能となり、令和 2 年度中の完了を目指して工事が進められている。

表 要請・調整の流れ

平成 28 年 4 月 14 日	・前震
16 日	・本震
5 月 8 日	・南阿蘇村から国・県への要望書の提出
5 月 10 日	・「大規模災害からの復興に関する法律」第2条第9号に規定する 「非常災害」に指定（10 日閣議決定、13 日施行）
6 月 10 日	・南阿蘇村から特定災害復旧等道路工事施工要請書が提出（権限代行 事業の要請） ・大規模災害復興法に基づく県による直轄代行の決定
平成 29 年 9 月 1 日	・池の窪～小河原線の復旧完了
平成 30 年 8 月 30 日	・ゴルフ場～湯の谷線の復旧完了
平成 31 年 4 月 16 日	・喜多～垂玉線の昼間、片側通行可能に ・年度中の完了を目指して復旧工事中
令和 2 年	

(資料) 熊本県資料より作成

④権限代行制度実施上の課題

- ・ 県全体の公共施設の被害箇所は合計で 1,422 箇所、道路だけでも 566 箇所にのぼるなか、土木技術職員が 400 名を切る状況では、人員面でも技術面でもリソースが不足した。その点、権限代行制度の活用により、工事を著しく進捗させることができたことが評価されている。
- ・ 実施にあたっては、事前に代行を実施する主体（国や県）との調整が非常に重要である点が強調された。
- ・ また、権限代行の手続きについて、所定の申請様式等を事前に周知することにより、更に事務手続きの円滑化が図られるとの指摘があった。
- ・ あわせて、権限代行制度については、適用にあたっての根拠法等も含め、事前に代行を実施する主体（国や県）との早期の相談・調整が非常に重要である点が強調された。

【20160149】大規模災害復興法に基づく直轄代行による村道復旧（南阿蘇村）

①実施体制

- ・ 建設課全体で 9 名の職員がいたが、災害対応に多くの人手を取られ、権限代行については、ダム関係の担当職員と建設課長の 2 名で対応した。
- ・ なお、当時、村には技術職員がおらず、土木分野出身の一般行政職員が担当した。

②大規模災害復興法に基づく権限代行事業（国）：村道桟の木～立野線

- ・ 村道桟の木～立野線は、南阿蘇村の中心と立野地区を結ぶ生活道路で、熊本地震の発生により村が分断、村唯一の総合病院である南阿蘇立野病院への交通が遮断され、救急搬送等、大きく迂回して移動することを余儀なくされた。
- ・ 村道桟の木立野線の復旧は、高度な技術力を要し、東日本大震災等での復旧工事の経験もある国による施工が不可欠であることから、全国で初めて大規模災害復興法に基づき国が代行事業として災害復旧が行われた。
- ・ 国への要請に至った経緯として、もともとこの地域に建設を予定していた立野ダムの施工の関係で、平成 23 年に九州地方整備局との間で「南阿蘇村における大規模な災害時の応援に関する協定」を締結し、台風発生時等、日頃から国（立野ダム工事事務所）と連携していたことや、村道桟の木立野線の復旧に高度な技術力を要することを踏まえ、要請する流れとなった。
- ・ 要請にあたっては、人員体制・被害額の点で村単独での復旧が難しい理由や、国・県に要望する理由の精査を行うとともに、TEC-FORCE による被災状況調査（村道総延長約 520km のうち、被災箇所 256 箇所、概算被害額 200 億円にのぼった）等の支援も活用しながら、要望書を平成 28 年 5 月 8 日に提出した。
- ・ 応急復旧工事は約 1 年 3 ヶ月の間実施され、平成 29 年 8 月 27 日に通行を再開した。
- ・ 復旧後は立野地区へのアクセスが改善し、南阿蘇村役場から立野交差点までの所要時間は約 10 分に改善された。また、大津町・高森町へのアクセスが改善（大津町－南阿蘇村－高森町（1 時間））、南阿蘇村での最大渋滞距離が約 1,090m（震災直後）から約 300m（開通後）と緩和された。
- ・ 平成 29 年 9 月時点で、南阿蘇村から熊本 IC までは約 35 分、南阿蘇村から熊本セントラル病院（大津町）は約 44 分（震災直後）から 28 分（開通後）と、約 16 分短縮された。

表 要請・調整の流れ

平成 28 年 4 月 14 日	・前震
16 日	・本震
18 日	・TEC-FORCE による被災状況調査
5 月 8 日	・県・国への要望書の提出
10 日	・熊本地震が「大規模災害からの復興に関する法律」第 2 条第 9 号に規定する「非常災害」に指定
13 日	・村道桟の木～立野線の特定災害復旧等道路工事施工要請書の提出
//	・大規模災害復興法に基づく国による直轄代行の決定
20 日	・権限代行工事開始告示
24 日	・立野ダム工事事務所（現地事務所）による本省との調整
平成 29 年 8 月 27 日	・長陽大橋ルートの復旧完了、全線開通

(資料) 南阿蘇村資料より作成



図 村道橋の木～立野線の被災状況

(出典) 国土交通省 立野ダム工事事務所プレスリリース (平成 28 年 5 月 31 日) 「『村道橋の木～立野線』～復旧に向けた作業について～」
<http://www.qsr.mlit.go.jp/tateno/jisin/1464682037.pdf>



図 村道橋の木～立野線復旧の様子

(出典) 国土交通省九州地方整備局ウェブサイト・熊本復興事務所ウェブサイト
[\(\[http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/fukkyuu/sondou/170607/170607_sondou.html\]\(http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/fukkyuu/sondou/170607/170607_sondou.html\)\)](http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/fukkyuu/sondou/170607/170607_sondou.html)
[\(\[http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto_r/road_village.html\]\(http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto_r/road_village.html\)\)](http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto_r/road_village.html)

③大規模災害復興法に基づく権限代行事業(県):村道喜多～垂玉線、池の窪～小河原線、ゴルフ場～湯の谷線

- 5月8日に提出した要望書において、村道板の木～立野線に加え、村道喜多～垂玉線、池の窪～小河原線、ゴルフ場～湯の谷線の3路線の代行を要望する旨を記載し、国及び県に提出した。
- 県での精査を受け、3路線については県にて代行を行うことで調整された。
- これを受け、6月10日に特定災害復旧等道路工事施工要請書を県に提出し、同日県が大規模災害復興法に基づき県の直轄事業として実施することが決定し、3路線、復旧延長5.8km、概算被害額8億5千万円を対象として、県による直轄代行事業が実施された。
- 池の窪～小河原線が平成29年9月1日に、ゴルフ場～湯の谷線は平成30年8月30日に、喜多～垂玉線は平成31年4月16日にそれぞれ開通し、供用開始した。

表 特定災害復旧等道路工事の対象路線概況

路線名	被害箇所名	復旧延長(km)	被害報告額(千円)
村道 喜多～垂玉線	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野字山ノ内～同村大字河陽字三ノ川	約3.2km	1,093,200千円
村道 池の窪～小河原線	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松字池ノ窪～同村大字中松字池ノ窪	約0.9km	394,700千円
村道 ゴルフ場～湯の谷線	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字猿渡～同村大字河陽字吉岡	約1.7km	97,800千円

(出典) 南阿蘇村資料



図 村道3路線の被害状況と復旧状況

(出典) 熊本県土木部道路保全課道路整備課「平成28年熊本地震～道路施設の被害状況及びこれまでの復旧・復興への取り組み～【道路編】」(平成29年2月20日)
 熊本県土木部「復旧・復興のあゆみ【第3号】」(平成30年10月15日)

④権限代行制度実施上の課題

- ・ 権限代行制度については、ダム工事事務所からの知見提供を受けて初めて職員が制度の存在の認知に至るなど、地方公共団体職員の認知度の低さが指摘された。権限代行制度の活用により、260箇所の災害査定に人員を集中投下できることからも、制度の平常時からの認知度の向上が求められている。
- ・ また、制度適用の判断基準の複雑さについても指摘がなされている。東日本大震災ほどの大規模災害でなければ適用されず、今般の災害規模では制度が適用されるとの発想には至らないであろうと考えていたという意見があった。このため、適用事例の紹介等の充実が要望された。

【20160150】私道復旧事業（嘉島町）

- ・ 本事業は、被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るために、「熊本地震復興基金」を活用して、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部を支援するものであり、嘉島町の他、県下市町村でも実施された。

表 私道復旧支援の内容

支援内容	<ul style="list-style-type: none">・ 被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るために、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部を支援する。 ※ 生活道路とは、主として地域住民の日常生活に利用される道路のことである。
支援対象	<ul style="list-style-type: none">・ 平成28年熊本地震で被災した生活道路である私道（民有地）で、次のすべての要件を満たすものが対象。<ul style="list-style-type: none">・ なお、公簿上の地目の種別は問わないこととする。<ul style="list-style-type: none">①一般交通の用に供しているものであること②公道（町道・里道等）に接続するものであること③幅員が概ね1.8m以上であること④所有者の異なる住宅が連たんして2戸以上建ち並んでいるものであること⑤集落等で維持管理しているものであること
支援対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 支援対象の私道を管理する自治会又は集落等である。・ なお、申請はその組織の代表者の方からとなる。
支援対象経費と補助率	<ul style="list-style-type: none">・ 支援対象の私道の被災箇所の原形復旧に要する経費の1/2以内（上限1,000万円） ※復旧事業費50万円未満のものを除く。 ※既に復旧工事等を行っている場合であっても、熊本地震により被災した私道であることが確認できれば補助の対象。

（出典）嘉島町「私道復旧事業費の一部支援のお知らせ」より作成

（14）公園・緑地等の復興

【20160151】共同墓地の復旧支援事業（甲佐町）

- ・ 本事業は、熊本地震により被災した共同墓地の早期復旧を図るために、「熊本地震復興基金」を活用して、復旧に要する費用を補助するものであり、甲佐町の他、県下市町村で実施されている。

表 共同墓地の復旧支援事業の概要

事業の対象となる墓地	<ul style="list-style-type: none">・ 平成28年熊本地震（これに伴う余震を含む。）により被災した、地域の住民が共同で設置し、自ら管理する共同墓地で、納骨堂または墓石が2墓以上あるもの。 ※地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び個人が経営主体の墓地は対象外。
事業の対象となる工事	<ul style="list-style-type: none">・ 共有部分（通路、外溝、水道設備、建築物等）の復旧工事・ 共有部分または他所有者の区画に倒れた墓石の移設工事（撤去も含む） ※共有墓地内であっても、個人の墓石などの損壊部分は補助の対象外。
交付額	<ul style="list-style-type: none">・ 対象工事費額（税込み）×1/2・ 対象工事費額の上限については2,000万円で、最大1,000万円の補助を受けることが可能。 ※対象工事費額とは、対象工事に関する調査、設計、工事に掛かった費用（税込み）の合計とする。 ※交付額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。 ※補助金の申請は個人ごとの申請ではなく、1共同墓地につき1申請で、1回のみ。 ※交付額の計算例：対象工事費額500万円の場合 ・ 500万×1/2=250万円（補助金）、250万円（所有者負担額）

（出典）甲佐町「共同墓地復旧支援事業について」より作成

(15) 文化の再生

【20160152】平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金（熊本県）

○経緯

- 熊本城や阿蘇神社等の多くの文化財が被害を被災した。発災以降早い時期から、被災文化財復旧のため民間から多くの寄附が寄せられた。平成28年7月に、これらの文化財の一日も早い復元・修復等を支援する民間組織として、経済界や熊本にゆかりのある方々による「熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会」が結成され、募金活動が本格化した。

表 熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援募金趣意書

平成28年の4月14日夜と16日未明に立て続けに発生した震度7という「平成28年熊本地震」と、それに引き続く余震により、熊本の貴重な宝である文化財は大きな被害を受けました。とりわけ、繰り返し報道された熊本城の崩れゆく石垣、瓦が落ちる天守閣や倒壊した阿蘇神社楼門の姿は、県内外に大きな衝撃を与えました。
古来より守り受け継がれてきた貴重な文化財の復旧は、被災地域の精神的支えになります。また、県内外への復興のアピールとして、さらには国内外から多くの人が熊本を訪れ、熊本を知り、文化に触れていただくためにも、必ず成し遂げないといけません。
このような趣旨を踏まえて、このたび、熊本城・阿蘇神社をはじめとする熊本の被災文化財支援のための募金活動を行うこととしました。熊本の貴重な宝である文化財が一日も早く修復することができるよう、なにとぞ皆様の温かいご支援をよろしくお願いします。

(出典) 熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援募金趣意書

表 熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会

【委員長】 甲斐隆博（熊本経済同友会代表幹事・株式会社肥後銀行代表取締役頭取）
【全国委員】 細川護熙（元内閣総理大臣・元熊本県知事） 木村 康（JXホールディングス株式会社代表取締役会長） 斎藤 悼（株式会社 KKR ジャパン会長・元東京証券取引所社長） 山下泰裕（東海大学副学長） 松尾信吾（九州経済連合会名誉会長・九州電力株式会社相談役） 小山薰堂（放送作家・脚本家） 安藤忠雄（建築家）
【熊本代表委員】 浅山弘康（熊本県経営者協会会長・株式会社熊本放送特別顧問） 伊東昭正（熊本県商工会連合会会長） 川村邦比児（株式会社熊本日日新聞社代表取締役社長） 田川憲生（熊本商工会議所会頭・ホテル日航熊本代表取締役会長） 中山峰男（崇城大学学長） 原田信志（熊本大学学長） 本松賢（熊本経済同友会代表幹事・株式会社テレビ熊本代表取締役会長） 吉丸良治（熊本県文化協会会长）

(出典) 熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援募金趣意書

- 被災文化財の所有者負担の軽減を図ることを目的に、支援募金あるいは経済界等からの寄附を原資とした「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」を条例により平成28年10月に設置し、指定文化財に加え未指定文化財の復旧を支援する補助制度を創設した。平成28年度2月補正により、指定文化財及び登録文化財の支援に対する予算確保に続き、平成29年度当初予算において、未指定の歴史的建造物復旧を支援する補助金予算を確保した。
- 補助制度の運用にあたっては、外部からの委員を含め構成される平成28年10月には「熊本地震被災文化財等復旧復興基金配分委員会」を設立し、平成29年2月に配分方針等を決定した。

表 熊本地震被災文化財等復旧復興基金配分委員会

区分	所属・役職等
委員長	熊本県文化協会会长 熊本文化懇話会代表世話人
委員	熊本大学大学院自然科学研究科教授
委員	熊本大学文学部附属永青文庫研究センター長
委員	熊本大学大学院自然科学研究科教授
委員	公益社団法人熊本県観光連盟専務理事
委員	熊本経済同友会都市圏戦略委員長
委員	熊本県教育庁教育総務局長

(出典) 熊本県からの提供資料より作成

- さらに、平成 29 年 10 月には、平成 28 年度熊本地震被災文化財等復旧基金条例に基づく基金を活用し、熊本地震で被災した歴史的価値のある建造物及び未指定の動産文化財の復旧に係る基本方針、基金を活用し復旧する建造物及び動産文化財の選定、基金を活用する建造物及び動産文化財の復旧方法等を審議することを目的として、「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用歴史的建造物検討委員会」及び「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用動産文化財検討委員会」をそれぞれ設置した。

表 検討委員会メンバー

平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用歴史的建造物検討委員会	平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用動産文化財検討委員会
熊本大学大学院自然科学研究科教授	九州国立博物館学芸部長・企画課長兼務
熊本高等専門学校客員教授	熊本大学文学部教授 熊本大学永青文庫研究センター長
公益社団法人熊本県建築士会まちづくり委員長	八代市立博物館・未来の森ミュージアム上席学芸員
文化庁（オブザーバー）	文化庁（オブザーバー）

(出典) 熊本県「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用検討委員会資料」より作成

○実績

- 支援募金は、平成 30 年 3 月時点までで、約 800 件の受付で約 37.9 億円が集まった。復旧に関する配分は、指定文化財では、国指定文化財 12 件、県指定文化財 25 件、市町村指定文化財 108 件、国登録文化財 45 件、未指定文化財では歴史的文化財 159 件、動産文化財 38 件に対して行われている。（平成 30 年 3 月時点）

○被災文化財救援事業

- 熊本地震によって被災した県内の文化財等を緊急に調査・保全し、文化財等の廃棄・散逸を防止するため、文化庁により「熊本県被災文化財救援事業（文化財レスキュー事業）」が実施されている。
- 本事業は、九州国立博物館ネットワーク推進室内に事務局として九州救援対策本部を設置し、熊本県教育委員会との協力によりレスキュー活動を行うものである。
- 平成 28 年度で文化庁による事業は終了し、平成 29 年度からは、地元市町村、文化庁、九州国立博物館及び九州各県からの支援の下、熊本県主導で活動を継続している。
- 文化財レスキューにより救出した動産文化財の復旧に対する基金の活用は、平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用動産文化財検討委員会において審議されている。

1. 報告事項

① 文化財レスキュー事業の取組み

ア これまでの取組み

(ア) 救出状況

平成 28 年度は、28 件の家屋から 14,400 点の動産文化財を救出。

平成 29 年度は、15 件の家屋から 8,800 点の動産文化財を救出（今年度中に 3 件の家屋から救出の予定）。
※救出した主な動産文化財：古文書、書画、書籍、仏像、漆器 掛軸、民具

(イ) 整理作業

救出した動産文化財は、返却するまでにクリーニング・台帳作成等（整理作業）を実施する必要がある。

これまで救出した動産文化財に対し、順次整理作業を実施している。

民間のボランティアの方々による支援（延べ 30 人）により、整理作業が進捗。

H28 年度分	整理済（93 %）	7%
H29 年度分	整理済（22 %）	未整理（78 %）

(ウ) 据付対象候補の動産文化財

- 第 1 回検討委員(10/19)で、歴史的価値が高く市町村指定文化財となり得る 13 点の據付対象候補の動産文化財選定。
- 関係市町村と市町村指定に向けた調整の確認。
- 関係市町村と連携して、所有者に対し、県據付制度説明、市町村指定及び指定後の公開等についての調整を実施。

(エ) 定例会の開催

- レスキュー事業の円滑な運営に向け、関係機関（九州国立博物館、熊本被災史料ネット、県博物館連絡協議会（熊本県立博物館）県立美術館、県博物館ネットワークセンター等）による定例会を開催。
- 6 月の第 1 回定例会から、これまでに 23 回開催し、レスキュー案件への対応や整理作業の進捗状況等について協議。

イ 今後の取組み

○ 救出した動産文化財の所有者への返却（※救出すべき動産文化財が発現した場合には迅速に対応）。

○ 民間の財団など、所有者負担の軽減を図る。○ 民間ボランティアを対象とした市民サポーター養成講座の実施。

○ 文化財レスキューの記録を含め、熊本地震における取組みや成果等についての情報発信。

図 文化財レスキュー事業内容

(出典) 熊本県「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用動産文化財検討委員会（第 2 回）資料」

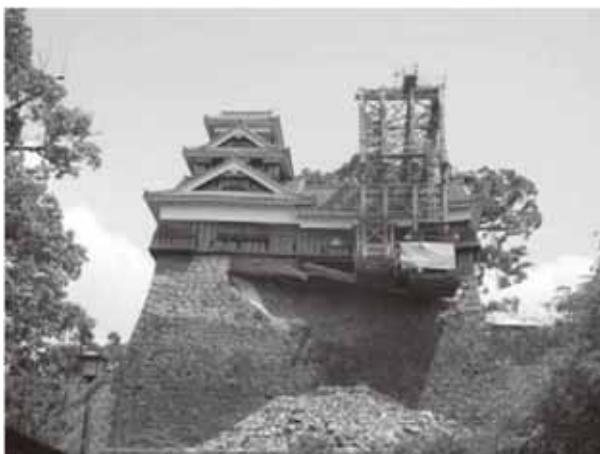
【20160153】熊本城災害復旧支援金・復興城主制度（熊本市）

○概要

- 「平成28年熊本地震」により、熊本城は甚大な被害を受け、その復旧・復元には長い年月と莫大な費用を要することが見込まれた。
- 発災直後から熊本城の被害状況は報道等により全国に発信され、国内外から熊本城の修復・再建に向けた励ましや、支援の申出が多数寄せられることから、熊本城の災害復旧事業に特化した寄附金の受付を検討することとなった。熊本地震以降の寄附の申出について、「熊本城災害復旧支援金」を新たに設置し、平成28年4月21日から支援金の受付（金融機関からの振込み）を開始した。
- 一方、熊本城では震災以前から熊本城復元整備基金に基づく「一口城主」制度を運用していたが、地震により平成28年4月21日より休止していた。しかし、震災以降、城主制度再開による寄附を望む声が多かったため、平成28年11月1日から、従前の「一口城主」制度をベースとして、熊本城への復旧支援として1万円以上の寄附をいただいた方を「復興城主」とする「復興城主制度」として再開した。

○熊本城災害復旧支援金及び復興城主制度設置による効果

- 熊本城災害復旧支援金及び復興城主制度で集まった寄附金については、すべて熊本城復元整備基金に積み立て、熊本城の復旧・復元にかかる経費全般に充当している。
- 石垣や重要文化財建造物等の復旧事業については、国からの支援を受けつつ進めており、基本的には国庫補助では賄えない部分へ充当している。
- 具体的には、石垣や建造物の部材回収や本格復旧事業にかかる調査・設計・計画策定に関する委託料や工事請負費などの直接的な経費をはじめ、工事用動線の確保や熊本城域内の園路舗装、復旧過程の公開に必要な仮設物設置や記録誌作成などの間接的な経費、熊本城全体の安全対策に関する立入規制措置や城域内の経費などに充当している。



飯田丸五階櫓（応急対策後の状況）



天守閣（復旧工事着工後の状況）

図 熊本城の状況

（出典）熊本市「平成28年熊本地震 熊本市 震災記録誌～復旧・復興に向けて～発災からの1年間の記録」

【20160154】国指定重要文化財「通潤橋」復興事業（山都町）

○通潤橋復興事業支援金の設立

- 平成28年熊本地震により、国指定重要文化財「通潤橋」は、橋上にある通水石管の継目から著しい漏水が生じ、特に漆喰部分に大きな被害を受けた。
- 通潤橋は、農業用水路としての機能を維持している「生きている文化財」であり、貴重な文化財を後世に保存・継承していくため、通潤橋復興事業支援金を設け、熊本地震からの復旧・復興と今後の通潤橋の漆喰等維持管理の活用を計画した。
- 「通潤橋復興事業支援金」については、平成29年12月末日までで、304件、約1,437万円の応募があった。

○保存修理工事の状況について

- 平成29年4月末より仮設足場の設置及び資材を搬入するためのケーブルクレーンの設置、同年6月1日より橋上の通水管の被害状況を確認するため、橋上の掘削を開始した。
- 橋の石垣の変状把握のため、地震以前の平成25年に実施した3Dレーザー計測結果との比較を行い、3箇所のせり出し部位を確認した。
- 熊本地震直後の通潤橋で確認された漏水の原因であった、漆喰目地の詰め替え修理を行った。



写真1 熊本地震直後の漏水状況(1)
[平成28年4月16日 生涯学習課 撮影]



写真1 仮設足場を設置した通潤橋 [平成29年6月1日 生涯学習課 撮影]



写真9 漆喰の充填作業(1) [生涯学習課 撮影]



通潤橋の放水 [山都町教育委員会 撮影]

図 通潤橋の放水

(出典) 山都町ホームページ「国指定重要文化財「通潤橋」復興事業支援金の募集について」

○復旧費用について

- 通潤橋本体の復旧費用は約1億2,827万円（内、町拠出金は約1,924万円）、通潤用水上井手管水路（水路ヒューム管）の復旧費用は約9,790万円（内、町拠出金は約2,447万円）であり、文化庁の国宝重要文化財等保存整備費補助金を活用した。

(16) 中小企業の再建

【20160155】中小企業にかかる資金繰り支援（熊本県）

○概要

- 災害対応資金の信用保証料の全額補助や融資枠の拡充（1,800 億円追加）を行い、被災した中小企業等への融資状況は以下のとおりである。
 - 平成 28 年度実績（うち災害対応資金実績）
8,694 件 約 1,123 億円（7,477 件、約 1,060 億円）
 - 平成 29 年度（12 月末時点）実績（同上）
1,896 件 約 134 億円（590 件、約 67 億円）

日本財団と締結した「平成 28 年熊本地震に係る合意書」に基づく事業再建支援の御紹介

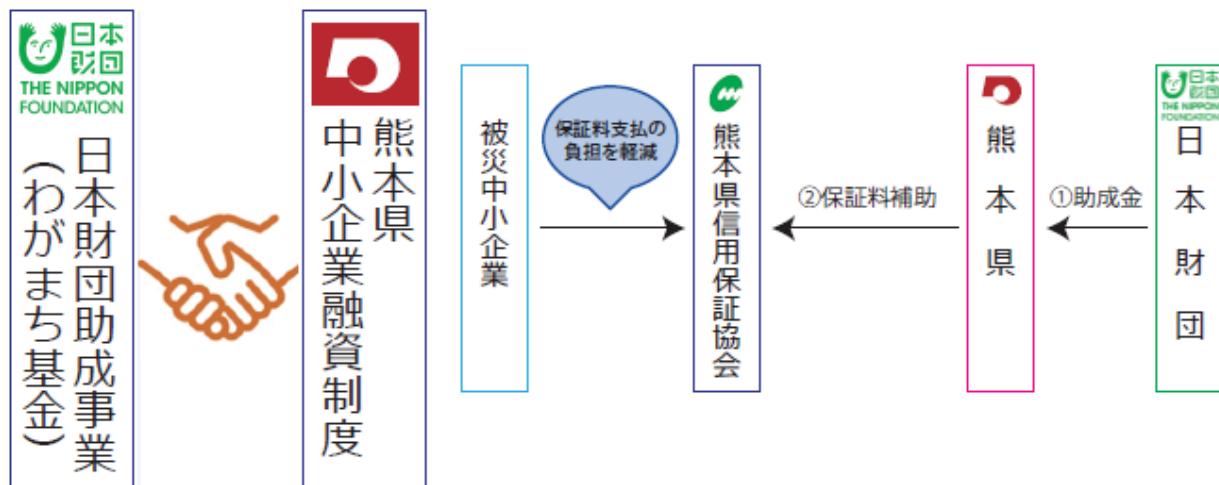


図 熊本地震で被災した中小企業等の事業再建支援に関する各機関の役割

（出典）熊本県「平成 29 年度熊本県中小企業融資制度のご案内」より作成



図 県融資制度（災害対応資金のみ）実績の推移（H28.5～H29.12）

（出典）熊本県「熊本地震の発災 4 か月以降の復旧・復興の取組に関する検証報告書」

○金融円滑化特別資金

- ・ 中小企業者を対象として設備資金又は運転資金の改善を目的とした融資である、金融円滑化特別資金の融資を行った。

表 金融円滑化特別資金の概要（平成 29 年度）

対象者	次の(1)～(11)のいずれかに該当する者。 (1) 申込日から 1 年以内の連続する 3 か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して、3%以上減少している者 (2) 様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者（別表 1・2・3） (3) 申込日から 1 年以内に倒産した企業に対して、50 万円以上の売掛金等の債権を有しており、資金繰りに支障を来している者 (4) 県再生支援協議会の支援により策定した経営改善計画により再生に取組む者 (5) 平成 28 年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者【責任共有制度対象外】 (6) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者【責任共有制度対象外】 (7) 商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者（信用保証協会の保証対象者に限る）【責任共有制度対象外】 (8) 中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者【責任共有制度対象外】 (9) セーフティネット第 7 号及び第 8 号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 (10) セーフティネット第 1 号から第 6 号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者【責任共有制度対象外】 (11) 東日本大震災による影響を受け、次の 1)～3)のいずれかに該当する者【責任共有制度対象外】 1) 特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 2 条第 2 項及び第 3 項の市町村を定める政令（平成 23 年政令第 127 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に定める市区町村をいう）内に事業所を有し、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所等に損害を受けたことについて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成 23 年政令第 133 号。以下「経産政令」という。）第 2 条第 1 項の規定により市区町村長等の証明を受けた者 2) 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 2 項第 1 号の緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域内に事業所を有することについて、経産政令第 2 条第 1 項の規定により市区町村長等の証明を受けた者 3) 特定被災区域内に事業所を有する者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、経産政令第 2 条第 1 項の規定により市区町村長等の証明を受けた者
資金使途	設備資金又は運転資金（ただし、(2) は、運転資金のみ）
融資期間	1 年以上 10 年以内（うち据置期間 1 年以内） 但し、(6)～(8) は 10 年以内（うち据置期間 1 年以内）、(11) は 1 年以上 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）
融資限度額	1 企業：5,000 万円（条件に応じて異なる場合あり） 1 組合：1 億円（条件に応じて異なる場合あり）

（出典）熊本県「【資金繰りを改善したい方へ】金融円滑化特別資金」

○小規模事業者おうえん資金

- ・ 被災した中小企業等の資金繰りを支援するため、県融資制度の改正等を実施し、小規模企業者で資金が必要な県内の中小企業者を対象に、小規模事業者おうえん資金の融資を行った。
- ・ 財源は県一般財源である。

表 小規模事業者おうえん資金の融資条件（平成 29 年度）

対象者	既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）と本資金との合計が 1,250 万円以下となる従業員 20 人（商業・サービス業 5 人（宿泊業・娯楽業を除く））以下の小規模企業者。 ※業種の基準は、産業分類【第 13 回改定】とする。
資金使途	設備資金又は運転資金
融資期間	設備：1 年以上 7 年以内（うち据置期間 6 か月以内） 運転：1 年以上 5 年以内（うち据置期間 6 か月以内）
融資限度額	1,250 万円

（出典）熊本県「【小規模企業者の方へ】小規模事業者おうえん資金【責任共有制度対象外】」

【20160156】中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、中小企業組合共同施設等災害復旧補助金（熊本県）

○中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

- ・復旧に要する経費について国及び県が補助を行うことにより、被害の受けた中小企業者等の復旧を促進することを目的とし、「平成28年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」が創設された。
- ・具体的には、復興事業計画を作成し、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた被災地域の中小企業等グループが行う施設復旧等の費用（商業機能回復のため、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用も含む）の3/4（うち国が1/2、県が1/4）または1/2（うち国が1/3、県が1/6）を補助する制度である。
- ・平成29年4月2日までに、4,702件（約1,305億2千万円）の交付が決定している。

表 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）の概要

対象者	・ 中小企業等グループに参加する構成員（中堅企業等を含む） ※中堅企業：資本金10億円未満の企業
対象経費	・ 当該中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内の施設・設備の復旧等に要する費用。 ※施設・設備の復旧等に要する経費には、資材・工事費・設備の調達・移転設置費・取り壊し・撤去費・整地・排土費を含む。
補助率	・ 中小企業者（中小企業支援法第2条第1項に規定する者）等：補助対象経費の3/4以内 ・ 上記以外：補助対象経費の1/2以内

（出典）中小企業庁「平成28年熊本県熊本地方の地震による被害に対する支援策」

（<https://www.mirasapo.jp/kumamoto/restoration.html>）より作成

○中小企業組合共同施設等災害復旧補助金

- ・平成28年熊本地震の被災地における中小企業組合が行う共同施設の災害復旧事業に対し、熊本県が補助を行う場合における当該補助金に要する経費の一部を補助することにより、被災組合の復旧を促進することを目的に、中小企業庁により「中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（中小企業組合共同施設等災害復旧事業）」が実施された。
- ・これは、平成28年熊本地震により被害を受けた熊本県内にある中小企業組合の共同施設等を復旧するために、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第14条の規定に基づくものである。
- ・具体的には、甚大な被害を受けた中小企業組合の倉庫、生産施設等の協働施設の復旧に要する経費のうち3/4（うち国が1/2、県が1/4）を補助する制度である。
- ・平成28年6月22日から平成28年7月22日にかけて公募を行い、県内の8組合に対し交付が決定し、合計で約9,079万円が補助された。
- ・なお、県では「中小企業組合共同施設等災害復旧補助金」という事業名で実施された。

【20160157】商工会等施設等災害復旧補助金（熊本県）

- ・熊本県は、熊本地震により被害を受けた熊本県内の商工会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会が、自ら所有する中小企業者のための指導・相談施設の災害復旧事業に対し、商工会等施設等災害復旧補助金を交付した。
- ・平成28年度及び平成29年度終了時点で、合計18の事業者に対し、約1億8,467万円が交付された。

【20160158】中小企業・小規模事業者の販路開拓支援事業等の活用（熊本県）

- ・中小企業庁は、中小企業・小規模事業者の販路開拓支援や商品展開力・販売力の向上等を目的として、「地方公共団体連携型広域展示販売・商談会事業」及び「共同販売拠点（アンテナショップ）による地域産品等の販路開拓支援事業」を実施している。
- ・「地方公共団体連携型広域展示販売・商談会事業」は、中小企業・小規模事業者の地域外への新たな販路開拓を支援するため、地域振興を担う機関が地方公共団体と連携して行う、展示販売・商談会を支援するものである。
- ・「共同販売拠点（アンテナショップ）による地域産品等の販路開拓支援事業」は、中小企業・小規模事業者の商品展開力・販売力の向上等を図るため、地域振興等機関が地域経済を支える中小企業・小規模事業者が農商工連携や地域資源の活用等で開発した地域産品等を共同で販売する拠点

(アンテナショップ) を設置し、販売や支援を行う費用を支援するものである。

- ・ 熊本県からは、「地方公共団体連携型広域展示販売・商談会事業」に平成 27 年度は 5 団体、平成 28 年度は 6 団体、「共同販売拠点（アンテナショップ）による地域産品等の販路開拓支援事業」に平成 27 年度は 1 団体、平成 28 年度は 3 団体が採択された。
- ・ これらの事業を通じて、県内の中小企業・小規模事業者への支援が行われた。

【20160159】観光客誘致事業助成の実施（球磨村）

- ・ 熊本地震の発生に伴い、観光客の減少が予想されたため、バスツアー及び個人向けの助成を行うことで観光施設が受ける打撃を最小限にするため、ツアー参加者及び個人に対して助成金の交付を行った。
- ・ 事業の PR は、バスツアー向けに関しては、村公式ウェブサイト及び旅行会社担当者へ直接のメール送付を実施した。また、村観光協会の実施する観光キャンペーン（旅行会社の訪問活動）において観光素材と合わせて PR を行った。また、個人向けについては村ウェブサイトでの告知の他、利用可能な施設から利用したことのある個人客へダイレクトメールを送付する等の活動を行った。
- ・ 助成実績は、バスツアーは申請 12 件（不催行含む）、助成金額：55 万円、個人向け助成は、1,156 件 231 万 2 千円であった。
- ・ なお、バスツアー助成に関しては前年より実施しており、その事業費を拡大する形で実施したため、競合する面もあった。個人向けについては、九州ふっこう割宿泊券の利用期間が終了した 1 月から 3 月の間に実施しており、九州ふっこう割を補完する形で実施した。

表 事業の対象内容（バスツアーの場合）

対象の事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定に基づく登録を受けている旅行会社
対象のツアー	<ul style="list-style-type: none">・ 次の各号の要件をすべて満たすツアーのみ対象。<ul style="list-style-type: none">(1) 貸切バス運賃・料金制度改正に対応し、新たな視点で造成された、15 名以上のツアーであること(2) 村内の観光施設を利用した宿泊・昼食・球泉洞入洞、ラフティング等のアクティビティを 1 施設以上加えたツアーであること(3) 催行期間が平成 28 年 7 月 8 日から平成 29 年 3 月 15 日までの間であること(4) 貸切バスを利用したツアーであること(5) 募集型企画商品にあっては、今回の企画ではないこと
助成額	<ul style="list-style-type: none">・ ツアーの催行実績に応じて、1 人につき日帰り客 2,000 円、宿泊客 4,000 円を助成。・ ツアーが催行されなかった場合、助成金の交付はなし。

（出典）球磨村「熊本地震の発生に対応した観光客誘致事業助成実施要領」より作成

(17) 農林漁業の再建

【20160160】農業・畜産業の経営支援、施設等の応急復旧及び業務継続・再開（熊本県）

○農業・畜産業の経営再建及び市場・流通の回復支援

- 農業者の営農用農業施設の復旧対策として、農業者の経営基盤の再建支援、営農再建支援総合窓口の設置に加え畜産業では経営再建支援等を実施した。
- 農業者の経営基盤の再建支援は、農業分野の被害のうち、特に被害が大きい農業者の営農用施設・機械の損壊については、国の発動した「被災農業者向け経営体育成支援事業」（補助率：国5割以内、県・市町村各2割）を活用して復旧を支援した。県は、被災農業者の負担軽減のためやむを得ない場合は、申請時の見積収支を1者でも申請可能とともに、市町村段階の申請書審査の参考となるよう建物の坪単価の提示等に取り組んだ。また、市町村への支援として、被害が大きい市町村に職員を派遣し、同事業の受付事務等の支援にも取り組んだ。
- 営農再建支援総合窓口を設置することにより、農業分野での震災後の営農再建に向けた総合的な相談及び国・県の支援策の紹介等について、ワンストップで応対し、被災農業者のニーズを捉えた迅速な復旧・復興を後押しすることが可能となった。
- 畜産業における経営支援としては、畜舎等の倒壊に伴う多数の家畜の被害が発生したことから、被災者に対して、国と県において死廃家畜の適正処理支援、家畜の緊急避難支援、代替家畜の導入支援策を速やかに実施した。

○被災した水田の自力復旧支援及び作付転換等による農業者の所得確保対策

- 被災した水田の自力復旧支援及び作付転換等による農業者の所得確保対策として、水が手当できない水田等の自力復旧及び作付転換の支援及び農業用水の通水状況等、迅速な被害状況把握による対策検討等を実施した。
- 水が手当できない水田等の自力復旧及び作付転換の支援として、用水路の自力施工による復旧等、地域の農業者が協力して実施する復旧等の取組みに対して、その経費を支援した。水路の損壊等により、水が確保できない水田については、国、県、農業団体が綿密な協議のうえ、営農再開に向けた地域への説明会を重ね、大豆等への作付転換を推進した。併せて、産地活性化総合対策事業（熊本地震対応産地支援事業（作物転換支援等））等を活用して、農業団体と連携して農業用機械のリースや種苗導入等を支援した。その結果、約1,000haで作付転換が行われ、何も作付ができない水田は、県内で200ha程度にまで減少した。
- 田植えの時期が迫る中、農業用水の通水状況等、被害状況把握による対策検討としては、ため池や用水路等の農業用施設の被災により、通水不能となった地域及び水田面積の早急な把握を行い、県では、市町村や土地改良区から収集した情報を「くまもと農地GIS」に取りこみ、被害地域や面積等を視覚的に整理した。さらに、震災直後から約2週間ごとにデータをリニューアルし、より詳細な被害状況をリアルタイムで把握するとともに、査定前着工制度を活用した応急復旧等により通水が回復した地域の進ちょく状況等も反映させた。この情報は、水が確保できない水田の大半等への作付転換支援策の検討時に大いに活用することができた。

○共同利用施設や卸売市場の復旧対策

- 水稻、麦、野菜、果樹の集出荷施設など農業用共同利用施設の応急的な機能回復を図る取組みとして、産地活性化総合対策事業（熊本地震対応産地緊急支援事業）等により、仮復旧や周辺施設活用の取組みを支援し、被災後に迫った麦の円滑な収穫・乾燥や選果施設の遅滞のない運用を行った。

○農畜産物輸送トラックの出荷ルートの確保

- 道路インフラの損壊による激しい交通渋滞が発生し、円滑なトラック輸送ができず、農畜産物の消費地への安定供給が困難な状況となった。産地廃棄の発生による農家所得の減少や生産意欲の減退が懸念された。
- そのため、緊急車両に限り通行が認められていた植木～益城IC間の高速道路（平成28年4月20日～28日）について、青果物輸送トラックを緊急車両扱いとするよう国土交通省及び警察に農林水産部から要請し、了承された。これにより円滑な青果物輸送が実現し、消費地への供給が安定化するとともに、産地廃棄を一部にとどめた。
- 農業労働力の確保対策として、災害時、生産現場や選果場等で発生する労働力不足への対応を実施した。
- 畜産業における円滑な流通確保に向けた支援としては、道路損壊に伴う迂回路や渋滞の情報などを、農業団体や運送業者へ情報を逐次提供し、家畜と畜産物の円滑な輸送支援や、飼料運搬車、集

乳車、家畜運搬車を緊急物資配送車両や災害派遣等従事車両とするため、積極的な情報提供、アドバイスを行い、円滑な物流を支援した。本震後、県内的一部乳業工場の稼働が遅れたため、九州生乳販売連合会が県外、域外の乳業メーカーに販売先を迅速に振り替えるとともに、全農に対して輸送力確保の協力を要請した。これを受け、ホクレンが道外移出生乳の配達業者と協力し、17tのミルクローリー十数台と運転手を提供した結果、九販連が受託した生乳については廃棄ゼロとなつた。

【20160161】大規模災害復興法に基づく農地海岸復旧事業（熊本県）

①実施経緯・実施体制

- ・熊本地震の影響により、熊本県が管理する 44 の農地海岸のうち、有明海及び八代海に面した 12 の農地海岸において、管理道路の沈下・陥没・ひび割れのほか、内堤護岸・腰石垣・堤防等に沈下・隆起等の被害が発生した。
- ・災害発生後、県の公共土木施設災害復旧事業による災害復旧を前提として、県及び出先の県央広域本部、県南広域本部の職員とともに、現地被害状況調査を実施した。
- ・災害発生当時、断層沿いの中山間部や平野部の農地被害や、農地以外の農業被害が甚大であったことから、海岸保全事業を担当する県の出先機関である県央広域本部、県南広域本部（八代地域振興局）の職員をあわせても、6 名で対応せざるを得ない状況で、対応が後手に回っていた。
- ・その後、5月 10 日大規模災害復興法の非常災害の指定を受けたことで状況が一変した。農地海岸復旧に、技術士も含めた十分な人員を割くことが難しいこと等の要因もあり、国への直轄代行要請を検討する流れとなつた。
- ・5月 12 日には、農水省が来県し、九州農政局、県職員とともに現地調査を実施し、海岸毎の復旧方針について精査した。被災した海岸は 10 海岸であったが、甚大かつ大規模な農地海岸施設の被害状況を踏まえ、一定程度まとまりのある地域単位で設定を行い、7 海岸を設定した。
- ・上記を踏まえ、5月 13 日に県から九州農政局に対し、国の直轄代行を求める要請を行い、国の直轄代行による事業実施が決定された。
- ・6月 10 日には、関係機関の連絡調整を行う場として、第 1 回「熊本地震にかかる情報連絡会議」が開催され、その後 7 回程度開催された。会議は、主に地元漁協等の意向反映・関係機関間の調整・情報共有の場として、また具体的工法についての協議の場となった。会議で議題となった調整事項として、有明海では 9 ~ 2 月が海苔養殖の最盛期を迎えることを踏まえ、工期の調整等を行つた。
- ・平成 29 年度に 4 海岸が事業完了（文政、昭和、郡築、和鹿島）し、平成 30 年度に 3 海岸（四番、海路口、飽託）の事業が完了した。

②権限代行制度実施上の課題

- ・九州農政局との緊密かつ円滑な連携により、権限代行実施上の課題は指摘されていない。
- ・特に有益であった情報提供として、東日本大震災で被災し、権限代行事業の要請を行つた宮城県の書類の共有が挙げられた。

表 要請・調整の流れ

平成 28 年 4 月 16 日	・本震
18 日	・農地海岸被害調査を実施（県単独） ・農政局より農地復旧に関する他県被災事例の情報提供（以降隨時）
5 月 10 日	・熊本地震が「大規模災害からの復興に関する法律」第 2 条第 9 号に規定する「非常災害」に指定（10 日閣議決定、13 日施行）
12 日	・農水省・九州農政局・県による現地調査の実施
13 日 //	・熊本農地海岸区域内の特定災害復旧等海岸工事施工要請書の提出（権限代行事業の要請） ・大規模災害復興法に基づく国による直轄代行の決定
6 月 10 日 15 日	・「熊本地震にかかる情報連絡会議」（第 1 回）の開催 ・「熊本地震にかかる情報連絡会議」（第 2 回）の開催
平成 29 年	・文政・昭和・郡築・和鹿島海岸の復旧完了
平成 30 年	・四番・海路口・飽託海岸の復旧完了

(資料)「平成 28 年熊本地震 記録集～農林水産業関係 2 年間の歩み～」(熊本県農林水産部、平成 30 年 12 月) ほか、熊本県資料より作成

表 特定災害復旧等海岸工事の対象海岸概況

海岸名	所在市町村	被災概況	被災延長(m)	被害査定額(千円)
飽託海岸	熊本市	・液状化、パラペット等にクラック・沈下	411m	1,500,000 千円
四番海岸		・堤防パラペットが傾斜	31m	45,000 千円
海路口海岸		・パラペットにクラック	18m	20,000 千円
和鹿島海岸	氷川町・宇城市	・管理道路等にクラック・沈下	1,029m	325,000 千円
文政海岸		・管理道路等にクラック・沈下	1,094m	154,000 千円
昭和海岸	八代市	・液状化、護岸沈下、腰石垣の転倒	381m	486,200 千円
郡築海岸		・液状化、護岸転倒、管理道路等にクラック、腰石垣の沈下	227m	481,200 千円

(出典) 熊本県資料により作成



図 農地海岸災害復旧事業の直轄代行位置図と被災概況

(出典) 農林水産省ウェブサイト「農地海岸災害復旧事業の直轄代行について（プレスリリース）」（平成28年5月13日付）（<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/bousai/160513.html>）及び、農林水産省・食料・農業・農村政策審議会・農業農村振興整備部会 平成28年度第1回参考資料2「熊本地震による農地・農業用施設の被災状況と対応について」

（https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/bukai/h28_1/pdf/sankou2.pdf）を元に作成

【20160162】南阿蘇村農地災害復旧費補助金制度（南阿蘇村）

○目的

- 平成 28 年熊本地震により、被害を受けた農地の復旧を支援し、あわせてその経営の復興と安定に寄与することを目的に「南阿蘇村農地災害復旧費補助金制度」が創設された。

○対象

- 現に耕作されている土地、または、耕作可能な状態に適正に保全管理されており、耕作をしようすれば直ちに農地として使用できる休耕地等で、国庫補助事業（農地等災害復旧事業）の採択を受けない被災箇所を対象としている。
- なお、制度の適用は、現況農地 1 枚単位の補助としている。

○補助金額

- 農地復旧（畦畔・地割れ・土砂撤去等の復旧）に要した費用（工事代金または機械等のリース代、資材代など）の合計から 3 万円（申請者基本負担金）を差し引いた金額を補助する。
- ただし、上限額を 30 万円とし、同額を超過する分は申請者の負担とする。
- なお、自己復旧を基本とし、個人所有の機械等で復旧する場合は補助の対象としない。

○申請及び実績報告

- 申請を行う場合は、災害復旧補助金交付申請書に被災写真を添付して平成 30 年 3 月 31 日までに提出する。なお、申請時に既に復旧している農地も対象としているが、その場合は関係写真及び復旧に要した費用の領収書を提出しなければならない。
- 復旧終了後、実績報告兼補助金交付請求書に施工業者やリース会社の領収書を添付して平成 32 年 3 月 31 日までに提出する。実績報告時には、実績報告兼補助金交付請求書と添付の領収書以外に、完成写真、印鑑及び振込口座が確認できる書類を持参することとしている。